

第五章 インドネシア・マレーシア 2 国間の言語協力機関

はじめに

1967年6月26日の2国間の綴りの統一に関する両国の専門家による合意を受け、1972年5月23日のインドネシア、マレーシア両教育相の共同声明中のI(3)で言語共同委員会を設立するとの提言があった¹。両国が同時に完全綴りを発表した後、同年12月26-29日クアラルンプールで会議が開かれ、最終日の29日に言語協力機関の設立がインドネシア、マレーシア両国教育相により発表された。この会議を第一回インドネシア・マレーシア言語審議会とした。本審議会の設立は、両国独立後の言語分野における協力関係の集大成である。又今後の両国の言語発展を促進し、ひいては両国関係の安定にも大いに貢献するものとなろう。その言語協力機関の設立の目的と機能はインドネシア・マレーシア言語審議会「MBIM憲章」として1972年12月29日、次のように定められた。²

- A. インドネシア・マレーシア言語審議会 (MBIM) という名称の共同委員会を両国で設立し、下記機能を果たす。
- 1) インドネシア、マレーシア両国で一般に言語問題と関連する事項、文法、国語、綴り分野の共通事項を協議し、研究、調査するための会議を開催する共同機関としての役割を果たす。
 - 2) 共同で研究、使用するため、両国から言語に関する資料を収集、配布する。
 - 3) 教育相が検討、決定するための材料として両国民の利益にかかわる言語資料を両教育相に提出する。
- B. インドネシア・マレーシア言語審議会はインドネシア語発展委員会 (Panitia Pengembangan Bahasa Indonesia) およびマレーシア語常任実行委員会 (Jawatankuasa Tetap Bahasa Malaysia) のメンバーが委員と

なる。

- C. 会議開催時、当該大臣が指名した代表が出席することが望ましい。
- D. インドネシア・マレーシア言語審議会は少なくとも年 2 回会議を開催し、開催地は両国が交代で決定する。
- E. 会議の日時は前会議時に決定する。
- F. 会議の議長は開催国の委員が務める。
- G. インドネシア・マレーシア言語審議会の任務は以下の通りである。
 - 1) 資料の交換、2) セミナー開催、3) 言語の 3 大重要事項、すなわち綴り、用語、文法に関し両国教育相が共同承認を行う。
 - 1) 資料は文書で定例的に相互交換が行われる。
 - 2) セミナー
 - ①インドネシア・マレーシア言語審議会委員が出席するセミナーは相互の意見交換のため行われる。
 - ②セミナーはインドネシア語、マレーシア語の接近に寄与する方向で行われる。
 - ③セミナーの決定は、両国教育相の許可を得た後公表する。
 - 3) 言語の三大重要事項に関し、両国教育相が政治的権限で共同承認を行う。

以上のように両国の協力関係の下に活動するべく設立された審議会は、下記に区分した時期ごとに実際どのような活動を行ったかについて、本節では毎回の会議内容を中心に詳細に考察していく。

第一節 両国間での最初の共同言語研究・実施機関—インドネシア・マレーシア言語審議会 (Majelis Bahasa Indonesia-Malaysia/MBIM)

上述のように、1972 年 12 月 29 日にインドネシア・マレーシア言語審議会(以下、言語審議会と記)が発足し、この会議をインドネシア・マレーシア言語審議会の第 1 回目の会議とした。言語審議会の当初の重要目的は、綴り、用語、文法の統一に向け合意を形成することであった。

言語審議会はインドネシア側のアムラン・ハリムを長とするインドネシア語

発展委員会(Panitia Pengembangan Bahasa Indonesia)とマレーシア側のハジ・スジャク・ビン・ラヒマンを長とするマレーシア語常任実行委員会(Jawatankuasa Tetap Bahasa Malaysia)の委員で組織され、1980年9月8日にアムラン・ハリムを長とするインドネシア・マレーシア言語共同委員会(Panitia Kerja Sama Kebahasaan Indonesia-Malaysia)に替わるまで、インドネシア側はインドネシア語発展委員会が本言語審議会の任務遂行に当たった。1984年には言語共同委員会(Panitia Kerja Sama Kebahasaan〔Pakersa〕)とさらに名称が変更されている。言語審議会は両国国語の基礎を成すマレー語の型、すなわち綴り、用語、文法とその使い方、および社会性を定める機関で、政治体制の差異を越え、国境を越えて共同の言語政策を追求するという国際的にも極めて珍しい事例として挙げられる。

1. 1 インドネシア主導期の言語審議会 (1972年—1975年)

この時期は政治的にもマレーシアとスハルト政権下のインドネシアの関係は良好であった。第一回会議から第六回会議までの両国の出席者を見ると、インドネシア側はLBK綴り作成に貢献した人物が中心で、マレーシア側はASAS'50のメンバーが多い。またインドネシアが作成したインドネシア語綴り一般指導書およびインドネシア語用語作成一般指導書を参考に、マレーシア側がマレーシア語綴り一般指導書およびマレーシア語用語作成一般指導書を作成していることから、本言語審議会はインドネシア主導で順調に進められていったことがうかがえる。

以下では本言語審議会の重要性、特に会議での決定事項が東南アジア海洋部のマレー語圏諸国の学術・文化交流の進展を具体的に跡付ける資料としてもきわめて重要であることに鑑み、煩をいとわず各回の会議内容を点検していきたい。

1) 第一回会議 (1972年12月26—29日、クアラルンプール)

第一回会議への参加者は以下の通りである。³

- インドネシア側 ー アムラン・ハリアム(委員長)、アントン・ムリオノ（言語学）、ハリムルティ・クリダラクサナ（言語学）、ルクマン・アリ（文学）、ハドヨノ・プジャトモコ（化学）、ムハラム（大使館代表）、A.ハキム・ナスチオン
- マレーシア側 ー スジャク・ビン・ラヒマン（委員長）、ハッサン・アフマド（会員）、アブドゥル・ラーマン・ビン・アルシャド（文学）、ジャラル・アフマド・ビン・アブドゥラ（書記）、カマルディン・ビン・ムハマッド(文学)、アスマ・ハジ・オマル（言語学）、モハマッド・ガザリ・ビン・ハジ・アブドゥル・ラーマン(科学)、ノラムリ・ムスリム(科学)、アブドゥラ・ハッサン（言語学）

以上の参加者名簿から、当初言語審議会にはある意味で当然のことながら言語学者が多く携わっていることが分かる。

第一回会議では言語審議会の目的および機能として以下の3点が定められた。

- (1) インドネシア、マレーシア両国で言語関連事項、文法、用語、綴り分野の共通事項を話し合い、調査および研究のための会議を開く言語協力機関としての役割を果たす。

その一環としてセミナーを開催する。セミナーの目的は、①毎回1つのテーマを取り上げ、その問題を熟考し、意見交換を行う、②インドネシア語、マレーシア語を限りなく接近させる方向へ向ける、ということである。このセミナーの決定は、両国教育相の許可を得た後公表される。

- (2) 両国が共同で調査、研究を行うために、言語に関する資料、教材を収集および交換する。

- (3) 両国教育相が言語に関する大臣決定を行うために、その判断材料として両国教育相に各国民の利益にかかわる言語資料／材料を提出する。

両国の大臣決定は政治的性格を有し、両大臣の権限となる。

2) 第二回会議 （1973年8月12-14日、ボゴール）

第二回会議への出席者は以下の通りである。第一回会議と同じ顔ぶれである

ことに注目したい。言語審議会の足固めを行っている時期であることがうかがえる。

- インドネシア側 — アムラン・ハリム、アントン・ムリオノ、H.ヨハネス、S.W.ルジアティ・ムルヤディ、A.ハドヨノ・プジャトモコ(化学)、ムルヤント・スマルディ、A.ハキム・ナスチオン
- マレーシア側 — スジャク・ビン・ラヒマン、ハッサン・アフマド、アスマ・ハジ・オマル、ガザリ・アブドゥル・ラーマン、ノラムリ・ムスリム、アブドゥラ・ハッサン、アブドゥル・ラーマン・ビン・アルシャド、カマルディン・ビン・ムハマッド、ジャラル・アフマド・ビン・アブドゥラ

第二回会議では綴りと用語に関する決定がなされた。

綴りに関する決定：複数形、数字、“e”の表記方法、前置詞、ハイフン、斜字体、音節、綴り字辞典についての決定。

用語に関する決定：英語起源の用語から開始された。

用語の作り方に関しては、まず、①日常語で使われている単語から探す。②辞書の中の死語から探す。③地方語から探す。④外来語をインドネシア語/マレーシア語化する。

上記綴りに関する決定に記された、綴りの基本である“e”の表記方法など、綴りの基本から統一を図ろうとする意図がうかがわれ、用語に関しても用語作成の基本に則って審議が進められており、真の言語作成への意欲がうかがえる。

3) 第三回会議(1973年12月3-5日、ペナン)

出席者はインドネシア側から8名、マレーシア側から10名でこれまでと同様言語学者が大多数を占めている。

- 綴りに関する決定：(1) インドネシア、マレーシアの歴史の違いから生じた綴りの相違については統一せず、現行のまま使用する。
- 例：ais (マレーシア語) と es (インドネシア語)
- (2) 地名は両国それぞれの綴りをそのまま使用する。
- (3) 外来語の-icを-ikとする。

例：linguistics—linguistik

用語に関する決定：まず化学分野から検討が開始された。

1973年には情報技術分野が未だ発展しておらず、第一回会議からインドネシア側に化学分野の専門家であるハドヨノ・プジャトモコが出席者に加わっていることから分かるように、当時の最先端部門であった化学から必要に迫られ着手された。

また注目したい点は、綴りに関する決定の（1）である。両国語を統一させることを目的とする言語審議会であるが、300年以上も異なった言語環境下で生活してきた両国民の利益と便宜を考えると、これまで使用されてきた単語の統一はきわめて困難であり、そのため主として言語学的に不自然な綴りの修正および新単語の統一を目指していることがうかがえる。

4) 第四回会議（1974年6月24—26日、スマラン）

出席者はインドネシア側から10名、マレーシア側から9名である。マレーシアからの出席者は第三回会議とほぼ同じであるが、インドネシア側は4名以外新旧の入れ替えがあった。

綴りに関する決定：（1）世界の地理学分野の名称は国際地理連合の規定に従って決定されるのが望ましいが、第1段階としてインドネシアとマレーシアの地名に絞って行う。（2）記号について両国で統一する。（3）インドネシア語完全綴り一般指導書をマレーシア語の完全綴り指導書として一部を除き受け入れる。

用語に関する決定：（1）化学記号およびその名称を発表する。（2）一部を除きインドネシア語用語形成一般指導書を受理する。
（3）一部学術用語の二重子音の表記法を発表する。

綴りに関する決定の（3）と用語に関する（3）から、インドネシアがマレーシアを先導していることが明らかであり、ASAS'50が1950年代から切望していたマレーシア語の発展のためのインドネシアとの言語統一が実現に近づきつつあることがうかがえる。

5) 第五回会議 (1974年12月2—4日、ジョホールバル)

出席者はインドネシア側から10名、マレーシア側から12名である。

綴りに関する決定：複合語形成の規則を一部定める。

用語に関する決定：(1) 地理学分野の名称についてより詳細な研究が望まれる。

(2) 変更追補でマレーシアのチョ・ウィ・テックが提出した化学用語形成一般指導書を受諾し、これを元に化学用語特別指導書を作成することを承認する。

以上のように第一回会議から第五回会議まではインドネシア主導で両国の言語基盤となる綴りと用語の一般指導書作成に重点が置かれた。

6) 第六回会議 (1975年7月14—18日、ジャカルタ)

出席者はインドネシア側から10名、マレーシア側から11名である。

本会議において現行の完全インドネシア語綴り一般指導書、およびインドネシア語用語形成一般指導書のインドネシア側による草案を受諾、公表した。

綴りに関する決定：(1) インドネシアは既存の一般指導書の改正を行った。(2)

マレーシアも1975年2月の仮指導書の改訂版を作成する。

用語に関する決定：宗教用語に関しアラビア文字のローマ字化は国際的規則を

参考にすることで合意する。(2) 言語学分野の用語を作成

することで合意する。(3) 地名の綴りは完全綴りに従う。

用語作成の基本である綴り確立のため、第六回会議までは両国の言語学者が中心となって会議を進めてきた。

1. 2 両国協力期の言語審議会 (1976年—1985年)

第六回会議までは言語の基礎となる綴りと用語に関しては地名の統一のための地理学、記号統一のための化学に重点を置いてインドネシア側主導で行われた。しかし第七回会議からは基本的に用語作成に着手し、メンバーも言語学専門家の人数を削減し、各分野の専門家を参加させるようになった。会議の規模も大きくなったことが注目される。この時期からインドネシア主導の綴り分野から他分野へ重点が移っていき、言語審議会内の立場も均衡の取れたものとな

り、両国協力期に入る。第七回会議から第二十三回会議までをみると綴りに関する決定が次第に減少し、多岐にわたる分野の用語作成に移っていくことが参加者の専門分野と決定事項の内容の比較から確認される。

1) 第七回会議（1976年2月4—9日、クアラルンプール）

出席者はインドネシア側から10名、マレーシア側から22名である。出席者の顔ぶれが大幅に変わった。マレーシア側は教育、文学、農業、数学、物理、林業、生物、化学、地学の専門家が、インドネシア側は言語以外に文学、教育、農業、技術の専門家が加わり、言語学者の人数が大幅に減少した。

用語に関する決定：（1）言語学分野の用語作成にあたり両言語を共通にする。

（2）文学分野の用語について検討を開始する。両国で相違が生じた場合は、両国それぞれの用語を採用する。また概念だけではなく、既に人々に浸透している用語も考慮に入れて作成する。（3）教育分野の用語の検討を開始する。

（4）一般技術に関し言語審議会はA、B、Cの文字から始まる計892語の用語を調査し、71語について検討を行った。

（5）農林分野の用語について今後検討を行うが、現在両国で使用されている動植物名はそれぞれそのまま使用する。

（6）生物、数学、物理分野の用語については次回の会議で決定する。

第七回会議では文学、言語学、一般技術、教育、農林の5分野の用語についての討議がなされた。検討対象となる学問分野の決定は前回会議で決定され、またその分野の検討は現会議と次期会議の2回にわたり行われる。完全綴り一般指導書が出版されたことにより、両国の綴りは決定したと見なされ、本会議より綴り字に関する決定は激減した。そして第七回会議以降は綴りではなく、用語を中心としていく流れができあがり、参加者も各分野の専門家が多数を占めていくことになる。

2) 第八回会議（1976年8月9—13日、ボゴール）

出席者はインドネシア側から25名、マレーシア側から16名で、各分野から

参加した。

今回は物理、数学、地理、地勢学、生物学、農林、一般技術、芸術、教育学、言語学、文学、宗教の両国専門家がそれぞれチームを組み、そこで得た成果を第八回会議で採用した。

3) 第九回会議 (1977年2月22—26日、クアンタン)

出席者はインドネシア側から10名、マレーシア側から15名である。

一般決定：(1) 言語審議会はマレー語常任実行委員会とインドネシア語発展委員会の共同言語育成機関であり、綴りおよび用語分野の事項の審議、決定を行う。(2) 言語審議会は用語に関する会議を本会議と専門家会議に分けて開催する。本会議では検討分野を定め、専門家会議の成果を発表する。専門家会議では特別指導書作成の有無を決定し、指導書の作成を行う。作成はインドネシア側とマレーシア側が審議会の意向に沿って行う。その他言語審議会の綴り、および用語に関する要求に従い、情報を提供する。必要時には本会議開催時以外に専門家会議を行うことを認める。(3) 本会議は1972年12月29日の決定に従い、1年に2回インドネシアとマレーシアにおいて交代で開催される。(4) 各会議では最高5分野の用語について検討される。当該分野の専門家は本会議に年1—2回参加する。(5) 本会議は綴り、用語に関する意見交換、調査、検討、原則の決定を行う場であり、専門家会議レベルで行う用語集の作成、その他用語の詳細事項については検討は行わない。(6) 本会議で検討される学術分野はマレー語常任実行委員会およびインドネシア語発展委員会の提案に基づき言語審議会が決定する。

綴りに関する決定：(1) マレーシアは1977年中期までにマレーシア語綴り表を準備する。(2) インドネシアはインドネシア語綴りの草稿を完成する。(3) 言語審議会はマレー語常任実行委員会およびインドネシア語発展委員会が、各々綴り表、あるいは辞典を作成、出版することを承認する。

用語に関する決定：用語集は英語、インドネシア語、マレーシア語で準備し、

①既に合意された用語、②両国で異なった用語、③仮採用あるいは未採用の用語、に分類し提出する。

一般決定から分かるように、言語審議会設立以来次第に用語分野およびその内容が当初の予想を上回り煩雑化し、年2回の会議だけでは処理不可能となり、本会議と専門家会議を分けることとした。これは言語審議会の役割や規模が大きくなったことを意味する。また用語作成に携わる専門家は、年2回の会議のうち1回の出席でもよいため、専門家の本会議への参加人数が減少した。これは本会議参加人数から明らかである。

4) 第十回会議 (1977年10月2—8日、ジャカルタ)

出席者はインドネシア側から14名、マレーシア側から8名である。

一般決定:(1)第十一回から十三回会議までに検討される用語の分野を定めた。

第十一次会議 — 経済、薬学、医学、スポーツ、マスコミュニケーション、マネージメント

第十二次会議 — 一般コミュニケーション、マネージメント、心理学、気象学、社会学

第十三次会議 — 心理学、気象学、社会学、機械、薬学

(2) インドネシア、マレーシア両教育相に、東南アジア諸国の中でマレー語を使用している国に対し言語審議会会議にオブザーバーとして出席する機会を与え、言語審議会での決定事項を活用してもらうよう提案する。(3) 両国で現在使用している同意異語を、同概念で異なる用語が生じる前に公表する。

前回会議まで、毎回検討する用語の分野数が決められておらず、まちまちであったため、専門家会議を本会議と分離したことを契機に、今回から毎回5分野の用語について検討することを決定した。活動の制度化とともに言語審議会そのものが国際会議として確立していくようになるが、一般決定(2)でその意欲がうかがえる。

5) 第十一次会議 (1978年3月13—18日、クアラルンプール)

出席者はインドネシア側から10名、マレーシア側から19名である。

一般決定：(1) 言語審議会で決定された用語が広範囲にかつ迅速に社会に浸透するよう、マスメディアに言語審議会の成果を普及させるための協力を要請する。(2) 第十二回会議にオブザーバーとしてシンガポールおよびブルネイを招待する。

綴りに関する決定：音節に関し問題が生じたため、綴り辞典の公表を延期する。

用語に関する決定：(1) 同意異語の単語は承認された用語として分類することが望ましい。(2) 用語辞典の作成はマレー語常任実行委員会、あるいはインドネシア語発展委員会が各々独自に言語審議会会議開催時以外に行ってもかまわない。

前回会議の一般決定(2)で「東南アジア諸国の中でマレー語を使用している国に対し言語審議会にオブザーバーとして出席する機会を与える」との提案があり、今回具体的にブルネイ・ダルサラムとシンガポールを招待することが決定された。これは言語審議会を真の意味でマレー語圏の国々の国語として発展させ、マレー世界の言語を通しての団結を意識したものである。この時期、マレーシアでは1975年全英語学校の教育用語がマレーシア語になり、ブミプトラ政策が盛んな時期である。

6) 第十二回会議(1978年11月14—20日、ジャカルタ)

出席者はインドネシア側から12名、マレーシア側から14名である。

一般決定：(1) 言語審議会承認済みの多分野の同意異語の用語について再検討する。(2) インドネシア語とマレーシア語の相違を減少させるために、同意異語で承認済みの単語を同意同語にする可能性を探る。(3) 今後の活動を円滑にするため、言語審議会活動指導書を作成することに同意する。(4) 必要があれば各専門家グループは言語審議会開催地において開催数日前に会議を行うことができる。

綴りに関する決定：(1) 音節に関し言語審議会は、綴り一般指導書第1章第E条に従う。(2) 複合語に関し言語審議会は、綴り一般指導書第3章第D条に従う。

用語に関する決定：(1) 学問の分類と用語のカテゴリーに関し、両国は用語作成は学問の分類に基づくことに合意する。用語作成は基本

用語から着手する。(2) 外国の人名由来のものについては、そのまま引用する。

言語審議会は本来インドネシア語とマレーシア語の統一と発展を目標にしていたが、両言語の用語中長期間の言語環境の違いで統一できないものが多く出てきた。この事態を克服するためにさまざまな努力が払われたことが、上記決定からも明らかである。

7) 第十三回会議 (1979年9月3—7日、マラッカ)

出席者はインドネシア側から11名、マレーシア側から19名である。

一般決定：(1) 言語審議会はインドネシア、マレーシア両国が相手国にあるそれぞれの大使館を通し書面で草稿および情報交換をより頻繁に行う必要があることに同意する。また各専門家間の情報交換の内容はその写しを両委員送付することが望ましい。(2) 言語審議会で決定した用語を直ちに出版、普及させることは重要である。(3) 専門家会議で2回検討を重ね、問題が未解決の場合は本会議へ当該未解決問題を提出してよい。(4) 学問分野の長期計画を作成するための話し合いを行うことを承認する。(5) Dewey Decimal Classification & Relative Index (デューイ十進分類法・相関索引) などの本審議会の利益に一致した国際的分類制度に従うことを承認する。

綴りに関する決定：(1) 合成語に関し、作成された91の新語は広く普及し、既に使用されており、インドネシア側はこれを調査・研究することに同意した。これ以外の合成語については次回会議までに検討を行う。(2) 綴り指導書および用語形成指導書の完全化のため、言語審議会は現行の指導書に補足等を行い第2版を出版する。

用語に関する決定：(1) 鉱物名の綴りは鉱物発見者名のローマ字綴りをそのまま使用する。(2) 化学用語については第十二回会議からの継続事項で、マレーシア語、インドネシア語中の酵素名の特長として“~ase”を使用する。

一般決定（1）に両国の情報および草稿の交換が大使館経由であることが記されている。このことから言語審議会の情報交換が政府レベルで行われていることが分かる。

8) 第十四回会議（1980年3月10—15日、マラッカ）

出席者はインドネシア側から19名、マレーシア側から16名である。

綴りに関する決定：（1）複合語の書き方。会議の結果、以下の通り決定する。

①2語以上の基語から成る複合語は離して書く。例：meja tulis(勉強机)、kapal terbang（飛行機）など。②最初の語が基語ではない複合語はつなげて書く。例：prasejarah（先史）、wawancara（インタビュー）など。③複合語の繰り返しについては①最初の語が名詞の場合はその語のみで繰り返す。例：kapal-kapal terbang（飛行機の複数形）など。④インドネシア語、マレーシア語の構文法に従わない複合語は全体を繰り返す。例：bumiputra-bumiputra（マレー系住民の複数形）など。⑤最初の語が名詞でない場合は全体を繰り返す。例：setiausaha-setiausaha（書記の複数形）など。⑥複数形に関しては詳細な検討の余地がある。（2）インドネシア側が綴り一般指導書、用語形成一般指導書の見解を提出した。マレーシア側がこれを検討し、次回会議に見解を提出する。

用語に関する決定：（1）鉱物名の綴りに関し、以下の通り決定する。①人名由来の鉱物名はローマ字綴りで、小文字で書く。②地名由来の鉱物名と岩石はインドネシア語、マレーシア語の綴りに合わせる。（2）頭文字に関し、マレーシア側が作成したものを検討し、以下の通り決定する。①国際的固有名詞はインドネシア語、マレーシア語に訳し、省略形はインドネシア語、マレーシア語に基づく。例：PBB(国際連合の意でUNとはしない)②マレーシア、インドネシアが同じ省略語でない場合、各国の習慣に合わせる。例：TAT（Thematic

Apperception Test) はインドネシア語の場合 TAT(Tes Apersepsi Tematik)、マレーシア語の場合 UAT (Ujian Apersepsi Tematik)。③国際的に使用される一般固有名詞の省略形はそのまま使用する。例：ASEAN など。④一般的固有名詞はインドネシア語、マレーシア語で発音する。例：WHO はインドネシア語の場合 we-ha-o, マレーシア語の場合 dabliu-eich-o。

上記での諸例から明らかなように、本来の言語審議会の主旨である言語の統一とは異なる事態が生じている。これは第三回会議の内容に基づいているが、両国それぞれの国内事情から妥協できない一面が表れていることを意味している。これに関しては前述したが、長年の植民地支配により言語環境が異なり、その間に根付いた単語は現在も両国でそれぞれ使用されている。これを全く異なった単語に変えるか、どちらか一方の国の単語を採用するというのは、国家の方針として、また国民感情としてきわめて困難なことである。マレーシア語の基礎作りに関しては依然インドネシア側を中心に行われているが、用語統一に関し妥協点を見出せないことは、元来のインドネシア主導型から経済的優位に立つマレーシアと均衡の取れた時期に移りつつあるからとも考えられる。

9) 第十五回会議 (1980年9月2—6日、コタキナバル)

出席者はインドネシア側から16名、マレーシア側から18名である。

綴りに関する決定：(1) マレーシア語綴り一般指導書および完全インドネシア語綴り一般指導書は変更事項を加えることを条件に含め、受理、承認された。

用語に関する決定：(1) 色彩に関する用語について185の用語を2国間で統一する。(2) 化学用語形成特別指導書に関し、マレーシアはインドネシアが提出した化学用語の草稿を検討し、化学用語形成特別指導書を提出したことに対し、①マレーシア語およびインドネシア語の各化学用語形成特別指導書を受理、承認する。②有機、無機化学物質名に関し、マレーシア側は意見交換のためインドネシア人専門家に提出することを

承諾する。③次回会議で両国から化学分野の専門家を各 1 名招集することに賛成する。

(3) 水文学(hydrology)に関し、ユネスコ水文学用語専門グループを 11 月 10 日から 13 日までジャカルタに招き会議を開く。

a. 統一語	203 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	17 語
c. 承認、しかし異語	206 語
d. 検討延期語	0 語
e. 破棄語	0 語
計 426 語	

(4) 岩石学に関し、1983 年までの用語予定が決定しているため岩石学については両国がそれぞれ国内で検討し、1983 年以降会議決定する。

(5) 文化人類学に関して以下の通り決定された。

a. 統一語	586 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	89 語
c. 承認、しかし異語	211 語
d. 検討延期語	9 語
e. 破棄語	5 語
計 900 語	

(6) 社会学に関して以下の通り決定された。

a. 統一語	789 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	90 語
c. 承認、しかし異語	305 語
d. 検討延期語	4 語
e. 破棄語	26 語
計 1,209 語	

(7) 統計学に関し、2,000 語が提案されたが、決定したのは以下の 801 語のみで、残りは未決定。

a. 統一語	141 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	72 語
c. 承認、しかし異語	543 語
d. 検討延期語	2 語
e. 破棄語	43 語
	計 801 語

(8) 国際法に関し、2,668 語提案されたうち 912 語決定され、そのほかは未決定。

a. 統一語	262 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	12 語
c. 承認、しかし異語	377 語
d. 検討延期語	163 語
e. 破棄語	98 語
	計 912 語

用語辞典に関する決定：インドネシアから提出された 2 種類の完全インドネシア語用語形成指導書を調査検討した結果、2 冊を 1 冊にまとめ用語辞典編纂案内 (*Panduan Penyusunan Kamus Istilah*) とし、次回会議に提出する。

用語に関する決定 (3) から (8) までの内容から、両国の統一語も誕生しているが、両国でそれぞれ異なる単語で承認されるものの方が多いことに注目したい。両国の長い植民地下での異なった言語環境がこの要因であり、本言語審議会設立の一つの契機となった、インドネシア語とマレーシア語の統一という理念とは合致しない結果になっている。両国で既に定着している用語に関しては、統一が困難な状況である。

10) 第十六回会議 (1981 年 3 月 16—20 日, ジョクジャカルタ)

出席者はインドネシア側から 23 名、マレーシア側から 17 名である。

一般決定：科学用語委員会により編纂された化学用語名特別指導書の草稿内容を承認し、次回会議でこれを提出する。

綴りに関する決定：(1) 綴り一般指導書の一部を変更する。(2) 完全綴り一般指導書および用語形成一般指導書の第2版について①本言語審議会は両国の理解が容易になされるよう合意した変更にも鑑み指導書の第2版を出版することに同意する。②出版は両国教育相の承認後行われる。

用語に関する決定：(1) インドネシア、マレーシア両国の用語形成指導書および用語辞典編纂案内書の草稿を受理する。(2) 化学用語形成特別指導書について①両国の必要に応じ IUPAC (International Union of Pure and Applied Chemistry) の用語名に従い、化学用語名を作成することに同意する。②有機化学、無機化学名の作成に関する問題は第十七回会議で提出する。(3) 色彩用語は両国で普及済みの色彩用語草稿を受理する。(4) ユネスコ援助の水文学用語に関し①民族の正当なる利益と統一を必要とする国際コミュニケーション上の利益が相反することが判明した。②インドネシアでの化学用語は1946年以来発展しており、現状で変更するのは困難である。インドネシア語はオランダ語の影響、マレーシアのマレー語は英語の影響を受けているため異なる。(例：asam—acid [酸])

用語辞典に関する決定：(1) 本審議会はインドネシア語版に基づき用語辞典編纂案内書を再編することに同意する。マレーシア側はインドネシア語版に合わせる。(2) 両国専門家に用語辞典案内書を回覧し、意見交換を行うことに合意した。検討は次回会議で行う。

用語に関する決定(4)の②に「インドネシアでの化学用語は1946年以来発展しており現状で変更するのは困難である」と記されているが、この記述はインドネシア側がマレーシア側から化学用語の変更を打診されたということであろう。用語辞典に関する決定(1)のように基本的なところではインドネシア語に依拠しているが、詳細な部分では用語の統一は困難な状況である。

11) 第十七回会議（1981年8月24—29日、クアラルンプール）

出席者はインドネシア側から9名、マレーシア側から22名である。

綴りに関する決定：（1）完全綴り一般指導書および用語形成一般指導書の第2版出版について、両国教育相の承認を得たので両国の必要に応じ即時出版する。

用語に関する決定：（1）マレーシア語版化学用語形成特別指導書およびインドネシア語版化学用語形成特別指導書の草稿を受理、これを承認し、両国での出版を許可する。

用語辞典に関する決定：（1）マレーシア語版用語辞典編纂案内書およびインドネシア語版用語辞典編纂案内書に追加、変更を加え受理、承認し、両国での出版を許可する。（2）水文学辞典の編纂を今後の各用語辞典編纂の見本として承認する。

12) 第十八回会議（1982年3月29—4月3日、パレンバン）

出席者はインドネシア側から21名、マレーシア側から18名である。

一般決定：言語、文学の著作権を両国教育相が考慮するよう要請する。

用語に関する決定：用語分類でマレーシア、インドネシア両国で異なる用語の分類を承認。例：city boundary をインドネシア語では *batas kota*, マレーシア語では *sempadan bandar*。

第三回会議、第十四回会議に続き本第十八回会議でも両国の単語の相違が承認された。また今回から第十回および第十回会議で検討した事項が実現し、自由参加という形でブルネイ・ダルサラムから3名の専門家が参加した。ブルネイがインドネシア、マレーシアと協力しつつ、独立後の国語整備の準備段階に入ったと考えられる。

13) 第十九回会議（1982年11月8—12日、クアラルンプール）

出席者はインドネシア側から15名、マレーシア側から27名、ブルネイ・ダルサラムから6名である。

一般決定：（1）海洋法分野を二十回会議で定める。（2）用語調整はすでに実施されているのでインドネシア側の用語調整委員会の役割は終了し

たとの判断を通知した。

用語に関する決定：今回は生物学、物理学、数学について、分類する。

用語辞典に関する決定：用語辞典編纂案内書中の規定のほか、用語形成一般指導書に基づいて用語編纂を行うことを再明言した。

今回は、ブルネイ・ダルサラムから正式オブザーバーとして6名が参加した。これは全マレー語圏の国々による言語審議会、に一步近づいたことを意味するものである。

14) 第二十回会議（1983年7月25-30日 ジャカルタ）

出席者はインドネシア側から25名、マレーシア側から16名、ブルネイ・ダルサラムから1名である。

一般決定：（1）水文学委員会の例に則った編纂用語辞典に関しまず生物学、物理学、化学、数学分野から編纂することに合意。（2）両国の専門家を招き学術会議を行うことを提案。

用語に関する決定：（1）電気分野

a. 統一語	257 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	48 語
c. 承認、しかし異語	495 語
d. 検討延期語	48 語

（2）農作業分野

a. 統一語	264 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	311 語
c. 承認、しかし異語	266 語
d. 検討延期語	——— 語
e. 破棄語	1 語

（3）生物学

a. 統一語	671 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	169 語
c. 承認、しかし異語	177 語
d. 検討延期語	39 語

e. 破棄語 6 語

(4) 物理学

a. 統一語 238 語

b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語 195 語

c. 承認、しかし異語 221 語

d. 検討延期語 47 語

e. 破棄語 3 語

(5) 図書館学分野については 1,238 語の内 801 語について検討された。

用語辞典に関する決定：水文学委員会の定めた形式に従い生物学、物理学、化学、数学の用語辞典を作成することに合意。

第十五回会議の用語に関する決定の(3)でユネスコから水文学用語専門家グループを招いて会議を開催するなど、用語分野では水文学が他分野をリードしているため、各分野とも水文学に準じ用語辞典を作成することとなった。

15) 第二十一回会議 (1984 年 4 月 16-20 日、クアラルンプール)

出席者はインドネシア側から 12 名、マレーシア側から 20 名、ブルネイ・ダルサラムから 3 名である。

一般決定：(1) 第二十二回会議では接辞について検討を行うのでマレーシア側はインドネシア側に事前に草稿を送付する。(2) 新語が生まれても長期間両国で使用されていた語がある場合はそれを優先し、新語は同類語とすることを明言する。(3) 言語・文学協会発行の雑誌 *Dewan Bahasa* に専門家が掲載した言語審議会決定に関する情報、用語、文法を発行する。(4) 言語審議会はブルネイに対しインドネシア、マレーシア両国へ言語審議会メンバーになるために連絡を取るよう提案することに賛成する。(5) 各用語分野は言語審議会の会議で 2 回のみ討議できることを再確認した。その後は各分野で会議を行う。(6) 言語審議会はマレーシア語-インドネシア語一般会話辞典編纂に同意する。(7) 今回の会議より会議日程を 5 日間とする。

用語に関する決定：(1) 数学

a. 統一語	142 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	72 語
c. 承認、しかし異語	298 語
d. 検討延期語	123 語
e. 破棄語	91 語

(2) 生物学

a. 統一語	582 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	129 語
c. 承認、しかし異語	557 語
d. 検討延期語	121 語
e. 破棄語	43 語

(3) 物理学

a. 統一語	166 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	181 語
c. 承認、しかし異語	88 語
d. 検討延期語	18 語
e. 破棄語	7 語

(4) 海洋法

a. 統一語	183 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	170 語
c. 承認、しかし異語	153 語
d. 検討延期語	6 語
e. 破棄語	23 語

(5) 航海

a. 統一語	138 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	50 語
c. 承認、しかし異語	250 語
d. 検討延期語	8 語
e. 破棄語	7 語

2,280 語の内上記 453 語のみ決定。

用語辞典に関する決定：両国共同で基礎学問分野の用語辞典を編纂することに合意。

第十四回会議で明らかかなように今回も両国統一語より綴りが異なる、あるいは異語になる場合のほうが多い。これはマレーシア側とインドネシア側の発言力が会議の中で均衡した状態になっていること、また言語学者の参加が少なく、各分野の専門家の人数が増えているため用語を言語学的見地から見るものが少なくなっているためである。⁴

16) 第二十二回会議（1984年10月29-11月2日、ジャカルタ）

出席者はインドネシア側から 25 名、マレーシア側から 13 名、ブルネイ・ダルサラムから 4 名である。

一般決定：（1）言語審議会の活動はオーストラリアの *Infoterm*、ハワイの *Language Planning Newsletter* のような出版物を通し国際社会に知らしめる必要があるので、重要な決定事項は上記雑誌および出版社へ送付する。（2）マレーシア側はブルネイが本審議会の正式メンバー国となることを受理、承認することを報告した。インドネシア側はブルネイより正式な要請を受けていない。（3）調査、研究後言語審議会は両国において有効な綴りと用語の一般指導書を完備する。（4）国際社会へ活動状況を知らせるため、上記一般指導書を英語に翻訳する必要がある。（5）言語審議会はインドネシア側の検討事項としてコンピューター用語をマレーシア側が送付することに同意する。

用語に関する決定：（1）海洋法

- | | |
|---------------------|-------|
| a. 統一語 | 228 語 |
| b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語 | 237 語 |
| c. 承認、しかし異語 | 384 語 |
| d. 検討延期語 | 5 語 |

（2）生物学

- | | |
|--------|---------|
| a. 統一語 | 1,087 語 |
|--------|---------|

b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	137 語
c. 承認、しかし異語	198 語
d. 検討延期語	13 語
e. 破棄語	22 語
(3) 航海	
a. 統一語	150 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	92 語
c. 承認、しかし異語	432 語
d. 検討延期語	486 語
(4) 生化学	
a. 統一語	940 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	124 語
c. 承認、しかし異語	397 語
d. 検討延期語	40 語
e. 破棄語	242 語
(5) 出版、印刷	
a. 統一語	23 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	3 語
c. 承認、しかし異語	15 語
d. 検討延期語	1 語

用語辞典に関する決定：インドネシア、マレーシア両国が共同で 1 分野の用語辞典を編纂する場合、次の事項に留意すること。①用語の語源となる資料の選択を行なう（ユネスコなどの国際機関出版の用語集、辞書など）。②多くの候補語からコンセプトの最も近いものを選択する。③候補語に関しては暫定的に英語用語表を作成し、750 語から 1,000 語に絞る。④上記③を言語審議会承認する。⑤その後両国へ持ち帰り、再検討を行った後再度本言語審議会へ戻し、辞書作成、出版を行う。

第二十二回会議でマレーシアは、独立を果たしたブルネイ・ダルサラムから

の加入申請を受け、承認したことを報告した。ブルネイ・ダルサラムの本言語審議会への加入で、独立直後の国語整備に本格的に取り組もうとする姿勢がうかがえる。ブルネイ・ダルサラムのマレー語は歴史的に見てもマレーシア語とほぼ同じで、独立後の言語育成機関の名称もマレーシアと同じく言語・文学協会（Dewan Bahasa dan Pustaka）である。両国は言語分野において非常に近く、マレーシア側から直接ブルネイ・ダルサラムに加入の打診があったものと思われる。マレーシアへの加入申請はその返答であろう。一方インドネシアからブルネイ・ダルサラムへの打診はこの時点で行われていなかったと思われる。国際的機関に成長すべく、ブルネイ・ダルサラム以外の国へも積極的に本言語審議会の活動内容を報告する活動を本格的に開始した。

17) 第二十三回会議（1985年10月29－11月2日、クアラルンプール）

出席者はインドネシア側から7名、マレーシア側から23名、ブルネイ・ダルサラムから6名である。

一般決定：（1）第二十四回会議で正式決定できるようブルネイはインドネシア側と連絡を取り、必要な手続きを行うことが望ましい。（2）言語審議会成立時からの活動内容を国際機関に送付することを明言する。そのために第二十三回会議の数種の予定を英語に翻訳し送付する。

（3）一般指導書の改訂、完成に同意。そのため第二十四回会議前に両国で草案の交換を行う。

綴りに関する決定：両国が綴りの一般指導書の改訂、完成草案の交換に同意する。

用語に関する決定：（1）生化学

a. 統一語	1,180 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	305 語
c. 承認、しかし異語	31 語
d. 検討延期語	227 語

（2）生物学

a. 統一語	979 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	234 語

c. 承認、しかし異語	8 語
d. 検討延期語	2 語
(3) 物理学	
a. 統一語	626 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	
c. 承認、しかし異語	b,c 合わせて 690 語
d. 検討延期語	62 語
e. 破棄語	139 語
(4) 数学	
a. 統一語	355 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	480 語
c. 承認、しかし異語	198 語
d. 検討延期語	26 語

用語辞典に関する決定：言語審議会は基礎科学用語辞典の内容を生物、物理、化学、数学分野とし、1988年までに編纂する。

第二十三回会議では第二十二回会議の決定事項を実践し、海外向けに今回の会議の日程表を作成した。そして第二十四回会議からブルネイ・ダルサラムを正式参加国として迎えマレー語圏の審議会の形を整えていく。

第二節 ブルネイ・ダルサラム参加後の3国による共同言語研究・実施機関
－ ブルネイダルサラム・インドネシア・マレーシア言語審議会
(Majelis Bahasa Brunei Darussalam・Indonesia・Malaysia
[MABBIM])

2. 1 ブルネイ・ダルサラム加入直後の審議会 (1985年—1989年)

第二十三回会議の一般決定を受けて、ブルネイ・ダルサラムはインドネシアに対しても本言語審議会加入申請を行い、インドネシア側の承認を受け正式にメンバー国となった。

1) 第二十四回会議（1985年11月4-8日 ジャカルタ）

出席者はインドネシア側から24名、マレーシア側から13名、ブルネイ・ダルサラムから7名、シンガポール〔自由参加〕から3名である。

一般決定：（1）ブルネイ・ダルサラムが参加したことによる言語審議会の名称変更が行われ、インドネシア、マレーシア言語審議会（MBIM）からブルネイダルサラム・インドネシア・マレーシア言語審議会（MABBIM）となった。（2）第二十五回会議で新言語審議会設立の同意、承認を正式発表できるよう各国政府へ提出するための憲章を作成する。（3）言語審議会の今後の活動予定を作成することに同意、マレーシアがこれを試作する。（4）インドネシア側が「マレーシア・インドネシア語一般語句辞典」の構想を第二十五回会議で検討することに同意する。（5）雑誌 *Infoterm* への記事掲載問題について第二十五回会議で検討することに同意する。（6）インドネシア側が提出し、マレーシア側が検討した綴り一般指導書および用語形成一般指導書を第2版として出版することに同意する。（7）クアラランプールで開催される第二十五回会議で「マレー語の一般語句」というテーマで言語フォーラムを開くことに同意する。

綴りに関する決定：両国が綴りの一般指導書の改訂、完成草稿の受理に同意する。

用語に関する決定：（1）光学、物理、幾何学（1,393語）、機械（1,016語）
（2）物理化学、放射化学
（3）生物学、栄養学、組織学、生理学
a. 統一語 2,729語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語
c. 承認、しかし異語 b,c 合わせて 398語
d. 検討延期語 2語
（4）数学(分析 247語、幾何学 497語、代数)
（5）会計学（3,677語）

第二十三回会議と第二十四回会議の日程に注目すると、第二十三回会議終了

後 2 日目に開催場所をジャカルタに変え、二十四回会議が開催されている。これは第十八回会議よりオブザーバーとして参加していたブルネイ・ダルサラムが正式加入したため急遽開かれたものである。そして今回からブルネイ・ダルサラム加入により言語審議会の名称がブルネイダルサラム・インドネシア・マレーシア言語審議会（以降、言語審議会と記）に変更された。また第二十四回会議からシンガポールがオブザーバーとして参加するようになった。このようにマレー語を国語とする国が全て出席することで、この言語審議会はより重要な意味を持つ会議体となった。

2) 第二十五回会議（1986 年 5 月 5－7 日、クアラルンプール）

出席者はインドネシア側から 9 名、マレーシア側から 26 名、ブルネイ・ダルサラムから 11 名、シンガポール〔自由参加〕から 3 名である。

一般決定：（1）言語審議会は年一度の開催で 10～12 ヶ月の間隔を置き、開催期間は約 3 日間とする。（2）ブルネイ・ダルサラムが第二十四回会議で提出したブルネイのマレー語一般語句辞典の草案に注目し、ブルネイ・ダルサラムに出版の意欲があることを確認する。（3）ブルネイ・ダルサラムが準備した数学用語集について分科会で討議を行う。（4）各国事務局がオーストラリアの国際用語情報調整センター（Infoterm）へ審議会の情報を伝えることに同意する。（5）会議で討議する資料を準備するのは開催国のみであることに同意する。他国からの要望は開催 2 ヶ月前までに開催国へ送付する。（6）言語審議会の運営内容を定める。

綴りに関する決定：マレーシア、インドネシア語版綴り指導書について既に検討されたことを考慮する。

用語に関する決定：マレーシア、インドネシア語版用語指導書が現在検討されていることを考慮する。

- （1）会計学（937 語決定）
- （2）生物学（1,905 語決定）
- （3）物理学（761 語決定）
- （4）化学

a. 統一語	171 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	68 語
c. 承認しかし異語	5 語
d. 検討延期語	124 語
(5) 数学	
a. 統一語	
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語	
c. 承認しかし異語	a,b,c で 3,253 語
d. 検討延期語	92 語
e. 破棄語	211 語

用語辞典に関する決定：ユネスコ支援の水文気象学用語辞典編纂は定義段階にある。

第二十四回会議一般決定事項に従い、下記のような憲章が作成された。第二十四回会議からブルネイ・ダルサラムが加わり、言語審議会の組織や内容が変わったため、憲章として3カ国で目的、機能の再確認を行った。

MABBIM憲章⁵

(1987年6月11日)

I. 序言

1972年12月29日クアラルンプールにおいてMBIMが創設される契機となった、1972年5月23日のインドネシアの教育文化相とマレーシアの教育相による共同声明の精神に則る。ブルネイ・ダルサラムの加入によりジャカルタにおいて1985年11月4日、ブルネイダルサラム・インドネシア・マレーシア言語審議会(MABBIM)に名称変更する。この間の言語審議会の経験に基づき、また国民の意欲と共に国語/公用語の発展、育成に寄与してきた言語審議会の役割を安定させる意識と自覚を持って、新言語審議会は下記のような目的、機能を有する憲章に同意する。

II. 言語審議会の目的と機能

1. 3国間の協力と友好を更に深める。
2. より広い関係を築く道具としてのメンバー国の国語/公用語の役割を

高める。

3. 他の近代語と同レベルの言語になるようメンバー国の国語/公用語の育成と発展に努める。
4. 本審議会で作成する創造的学術書、指針、案内書を通し、言語の調和に努める。
5. 会員国の国語/公用語の統一、接近のため、定期的に会議を開催する。

3) 第二十六回会議（1987年6月8-11日、ジャカルタ）

出席者はインドネシア側から21名、マレーシア側から16名、ブルネイ・ダルサラムから13名、シンガポール〔自由参加〕から4名である。

一般決定：（1）MABBIM憲章を承認する。（2）インドネシアは5分野の基礎科学辞典を、マレーシアは12分野の基礎科学辞典を作成中で、ブルネイはマレーシア作成の辞典を利用するため作成せずという報告を審議会は受理した。（3）インドネシアがブルネイ編纂のマレーシア、インドネシア、ブルネイ語一般語句辞典の草案を検討中であるとの報告を受理した。

用語に関する決定：（1）生物学（生態学1,336語、生物地理学402語、生物工学、動物行動学）
（2）産科学（1,057語中708語検討済み）
（3）物理学（近代物理、原子物理1,702語中815語を検討中）
（4）化学（分析化学1,197語中215語破棄、地質化学および無機化学667語中58語破棄）
（5）数学（近代数学および財政学648語決定、130語破棄、一般位相数学497語決定、214語破棄、

同年12月7～9日に第1回特別グループ会議が開催され、各専門分野に分かれ、用語形成作業が本会議以外の場所と日時で行われるようになった。これは用語作成が多分野にわたり、また大量の用語を扱うようになったため、用語に対する本言語審議会の本格的な取り組みを示すものと言えよう。

4) 第二十七回会議（1988年6月8-10日、バンドル・スリ・ブカワン）

出席者はインドネシア側から8名、マレーシア側から14名、ブルネイ・ダルサラムから36名、シンガポールから2名である。

一般決定：（1）インドネシアは綴り、用語の両指導書の検討を行っていることを伝え、言語審議会はこれをブルネイ、マレーシア両国へ次回会議前に送付する旨を伝えた。（2）MABBIM内の会議の名称を「特別グループ会議」から「MABBIM 専門家会議」へ改めた。専門家会議は本会議の6ヶ月前に開催される。（3）1992年までの本会議、専門家会議の予定を受理した。

用語に関する決定：（1）生物学	承認語	破棄語	検討語
寄生虫	85	0	
生物工学および			
動物行動学	1,395	59	
バクテリアおよび			
ヴィールス	1,022	160	
軟体動物	196	25	48
生態学	1,309	29	63
生物地理学	3,366	27	40
（2）物理学			
原子工学	1,026		
一般物理	1,962	60	
（3）化学			
有機化学 A	778		
B	242		
C	59		
D	2		
（4）数学			
幾何学	477	29	
分析	1,115	10	

第二十七回会議はブルネイ・ダルサラムで開催された最初の開催会議である。

今回は分野別用語会議が「MABBIM 専門家会議」と改められ、専門家会議、本会議ともに 5 年計画が発表されて、言語審議会の活動内容が明確になった。ブルネイ・ダルサラム出席者の人数から見て、同国の本言語審議会に対する期待の大きさがうかがえる。ブルネイ・ダルサラムでの開催に伴い新言語審議会の本格的始動の感がある。

5) 第二十八回会議（1989 年 3 月 6－8 日、クチン）

出席者はインドネシア側から 4 名、マレーシア側から 25 名、ブルネイ・ダルサラムから 14 名、シンガポールから 4 名である。

一般決定：（1）MABBIM 共同声明中の署名位置を確認した。（2）インドネシアは綴りと用語の指導書を出版したことを報告した。マレーシア、ブルネイ両国は必要に応じ新版を出版する。

用語に関する決定：	承認語	破棄語	検討語
（1）生物学	1,456 語	219 語	13 語
（2）物理学	1,015 語	13 語	10 語
（3）化学 A	772 語		
B	195 語		
C	18 語		
D	5 語		
（4）数学	251 語		

一般決定（2）で記述されているようにインドネシアは綴りと用語の指導書を 1988 年に出版した。これが現在のインドネシア語の綴りとなっている。

ブルネイ・ダルサラム加入直後の時期は、ブルネイ・ダルサラムが参加したことにより言語審議会内部が整備され、新しい言語審議会として前進した時期といえよう。

2. 2 3 カ国協力期の言語審議会〔1990 年－現在〕

ブルネイ・ダルサラムも言語審議会メンバー国として安定し、いよいよ 3 カ国協力期に入っていく。

1) 第二十九回会議（1990年3月6－8日、ジャカルタ）

出席者はインドネシア側から14名、マレーシア側から12名、ブルネイ・ダルサラムから10名である。

一般決定：（1）言語審議会はMABBIMの検討事項の当事者として問題解決に対処するという意味で、専門家を本会議に参加させることに同意する。（2）第三十回会議にシンガポールをオブザーバーとして招待することに合意する。（3）インドネシア、マレーシアは文学用語1,976語を検討する。

用語に関する決定：（1）生物学を一般、動物学、植物学、微生物学、応用生物学に分類する。

（2）物理学は現在までの分を再検討する。

（3）数学は現在までの分を再検討するが、未着手分が膨大な数である。

（4）化学は現在までの分を再検討する。

（5）金融/財政は現在までの分を再検討する。

第二十九回会議は本会議で用語に関する決定が行われなかった。

2) 第三十回会議（1991年3月4－6日、バンドル・スリ・ブガワン）

出席者はインドネシア側から11名、マレーシア側から16名、ブルネイ・ダルサラムから34名ある。

一般決定：（1）第五回MABBIM専門家会議より文学用語の検討を開始する。

（2）言語審議会は次期会議にシンガポールを正式に招待することに合意した。

用語に関する決定：（1）文学

（2）生物物理学

- | | |
|---------------------|------|
| a. 統一語 | 263語 |
| b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語 | 213語 |
| c. 承認しかし異語 | 7語 |
| d. 検討延期語 | 11語 |

e. 破棄語		1 語
(3) 物理	承認	破棄
統計工学	743 語	36 語
特別相対理論	106 語	2 語
(4) 化学		
a. 統一語		192 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語		324 語
c. 承認しかし異語		52 語
d. 検討延期語		5 語
e. 破棄語		0 語
(5) 数学		
a. 統一語		263 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語		213 語
c. 承認しかし異語		7 語
d. 検討延期語		11 語
e. 破棄語		1 語
(6) 金融		
a. 統一語		89 語
b. 承認、しかし各国で綴りが異なる語		192 語
c. 承認しかし異語		46 語
d. 検討延期語		13 語
e. 破棄語		4 語

第三十回会議の用語に関する決定(2)、(3)、(4)、(5)に統一語と綴りが異なる語が大多数を占め、異語が少ないことが記されている。このことから検討用語が既存語から次第に新語となっていることが分かる。

3) 第三十一回会議(1992年2月26-28日、ランカウイ)

出席者はインドネシア側から7名、マレーシア側から19名、ブルネイ・ダル

サラムから 11 名、シンガポールから 3 名である。

一般決定：(1) MABBIM5 カ年計画を作成し、次回会議で検討する。本計画では経済、薬学、言語学、哲学用語を優先する。(2) 討議事項が多いため、いかなる分野も MABBIM 本会議で 2 回以上協議してはならない。(3) 本会議メンバーは MABBIM 翻訳活動を支援することに同意。

用語に関する決定：マレー民族の名称と用語。

シンガポールは第二十四回会議から第二十八回会議まで自由参加で出席していたが、言語審議会の要請により第三十一回会議から正式にオブザーバーとして参加することとなった。

4) 第三十二回会議 (1993 年 2 月 8-12 日、ボゴール)

出席者はインドネシア側から 8 名、マレーシア側から 10 名、ブルネイ・ダルサラムから 11 名である。

一般決定：(1) 言語審議会は、1993 年から 1997 年の間、下記専門家会議 5 カ年計画に従い、検討を実施することに合意した。

1993 年 (第 7 回) 経済、医学、言語学、哲学、文学、金融、
数学

1994 年 (第 8 回) 経済、医学、言語学、哲学、文学、薬学、
数学

1995 年 (第 9 回) 経済、医学、言語学、農林業、文学、薬
学、数学

1996 年 (第 10 回) 経済、医学、社会学、農林業、技術、薬
学、文化人類学

1997 年 (第 11 回) 経済、医学、社会学、農林業、技術、コ
ミュニケーション、文化人類学

(2) 次期会議で “Pemasyarakatan Istilah Sains Asas Serantau”(マレー語圏の基礎科学用語の社会化)というテーマでセミナーを開催する。また使用言語はマレーシ

ア語/インドネシア語のみとする。

用語に関する決定：(1) 生物学 (2) 化学 (3) 物理 (4) 数学

言語セミナーに関する決定：言語審議会は会議開催と同時に言語セミナーを開催することに合意し、第一回セミナーを”Pekembangan Bahasa dan Transformasi Budaya”（言語の発展と文化変容）というテーマで行った。次回第三十三回会議はブルネイ・ダルサラムで開催予定で、セミナーのテーマは「マレー語圏の基礎科学用語の社会化」とする。

第三十二回会議で第 2 回目の用語策定の 5 カ年計画が発表され、これに従い 1993 年から 1997 年までの 5 年間、分野ごとに検討されることとなった。またセミナーが会議と同時開催されるようになり、今回は “Perkembangan Bahasa dan Transformasi Budaya”(言語発展と文化変容)というテーマで行われた。セミナー開催により言語に関心をもつ有識者、教員など多くの人に言語について討論する場を提供することができるようになった。これは本言語審議会を多くの人に開放し、毎回用語の決定以外にマレー語について深い話し合いが行われるようになった事を意味する。

5) 第三十三回会議（1994 年 3 月 21-24 日、バンドル・スリ・ブガワン）

出席者はインドネシア側から 8 名、マレーシア側から 10 名、ブルネイ・ダルサラムから 21 名、シンガポールから 3 名である。

一般決定：(1) 本会議グループは雑誌 *Rampak Seranatau* を会議主催国が交代で、主催国用 400 部、他メンバー国用 300 部ずつの合計 1000 部発行することに合意した。

言語セミナーに関する決定：(1) 第三十四回会議中の第三回セミナーのテーマは “Peranan Bahasa Kebangsaan Dalam Pembangunan Luar Bandar”（地方開発における国語の役割）とする。(2) セミナーには発表用に各国 3 論文を提出し、そのほかに公開討論会を行う。(3) 主催国が他メンバー国に通知した上で言語審議会メンバー国以外の国を招待す

ることに合意する。

6) 第三十四回会議（1995年3月22-24日、イポー）

出席者はインドネシア側から8名、マレーシア側から11名、ブルネイ・ダルサラムから8名、シンガポールから3名である。

一般決定：（1）言語審議会は1988年以来正式オブザーバーとなっているシンガポールに対し、正式メンバー国となるよう提案し、次回も引き続き招待する。（2）言語審議会は専門家会議での決定事項に対し権限を有する。（3）言語審議会はメンバー国となることを希望する国に対し好意的であることを強調した。（4）言語審議会は国語をマルチメディアの中で十分に活用できるよう対応することに注目し、次回会議で検討する。（5）言語審議会と共同で活動したいとする文学グループがあり、文学分野に関しても言語セミナーで検討できる余地を残す。

用語に関する決定：（1）薬学（2）医学

用語辞典に関する決定：マレー民族名称辞典の作成に当たり、マレーシアは①クリス②船舶③織物、ブルネイは①クリス②果物③織物、インドネシアは①クリス②農業③織物④船舶について作業を行うことに同意する。

言語セミナーに関する決定：（1）第三十五回会議中の第四回セミナーのテーマは
“ Peranan Bahasa Kebangsaan Dalam Pengembangan Ilmu Pengetahuan dan Teknologi”（科学、技術の発展における国語の役割）とする。（2）シンガポールから発表用に1論文が提出される準備を行う。（3）主催国は3論文以上提出してよい。

第三十一回会議から正式にオブザーバーとして参加しているシンガポールに対し、正式メンバー国としての参加を提案した。これはブルネイ・ダルサラム参加時と同様にマレー語を国語とする国（インドネシア、マレーシア、ブルネイ・ダルサラム、シンガポール）でマレー語の発展を考え、実施していくため

である。

7) 第三十五回会議（1996年3月20-22日、ブキティンギ）

（セミナーは3月18、19日、パダン）

出席者はインドネシア側から10名、マレーシア側から9名、ブルネイ・ダルサラムから5名、シンガポールから5名である。

一般決定：（1）第三十六回会議より以下の2活動に分ける。

a. 言語セミナー 2日間

b. 審議会会議 4日間

（2）言語審議会に関する情報をインターネットを通し広く世界に発信する必要がある。

（3）言語審議会は下記事項を留意する。

a. インドネシア語、マレーシア語をコンピューター化する。

b. コンピューターにインプットする語彙を完全にすることがある。

c. 電子言語データはインターネットを通し接続する。

（4）言語審議会5カ年計画（1998-2002）を作成することに合意した。またこの中で技術、漁業、畜産、獣医学を優先することに合意した。

（5）MABBIM 憲章中の目標達成のため、また機能を円滑に進めるために下記運営体制に3カ国とも同意する。

MABBIM運営規約

I. 会員

会員はブルネイ・ダルサラムマレー語常任実行委員会(Jawatankuasa Tetap Bahasa Melayu Brunei Darussalam[JKTBMBD])、言語協力委員会(Panitia Kerja Sama Kebahasaan [Pakersa])、マレー語常任実行委員会(Jawatankuasa Tetap Bahasa Melayu [JKTBM])の各委員会から成る。

II. 活動

- (1) 活動内容を定め実施する。
- (2) 言語の育成、発展に関連する指導書、案内書を作成する。
- (3) 言語審議会決定に従い作成された専門家会議による用語表を考慮し、正式承認する。
- (4) 当該実施に関連する専門家会議の提案を考慮、決定する。
- (5) 言語審議会憲章の精神に則った他の言語活動を立案する。

III. 会議

- (1) 本会議
 - a. 前回会議との間隔を 10～12 ヶ月とし、年 1 度約 5 日間にわたり各加入国が交代で開催する。
 - b. 会議の日時、場所は前回会議で定める。
 - c. 開催国の委員長が本会議を指揮する。
 - d. 本会議での使用語はメンバー国の国語/公用語である。
 - e. 本会議では言語目標、専門家会議の成果、今後の審議会予定に関連する事項を承認する。
- (2) 専門家会議
 - a. 言語審議会の方針に従い、用語集編纂案内に従った学問分野の用語を準備、作成、改定する。
 - b. 専門家会議はメンバー国が交代で前回会議との間隔を 10～12 ヶ月として年 1 度 5 日間行う。
 - c. 専門家会議の日時、場所は前回会議で定める。
 - d. 専門家会議は各国委員会の委員により指揮される。
 - e. 専門家会議の使用語はメンバー国の国語/公用語である。

IV. 会議参加者

- (1) 本会議参加者
 - a. 本会議の参加者は各国委員長、書記および各国委員会の最大 2 名の委員からなる。
 - b. 言語審議会が必要な専門性に貢献できる人材を招くことが出来る。

- c. 言語審議会はオブザーバーとして、会議開催国の招待で本会議非加入者を招くことが出来る。

(2) 専門家会議参加者

専門家会議は当該分野の専門家からなる。

V. 会議の議題

- a. 議題は開催国が準備する。
- b. 開催国以外の国の委員会は会議の遅くとも2ヶ月前までに議題を送付する。
- c. セミナーおよび機関紙の内容は本会議の2ヶ月前に開催国委員会が受理していることが望ましい。

VI. 本審議会決定事項

- a. 各国委員会委員長が署名した共同声明。
- b. 決定、解説、草案などの共同声明の添付書類。
- c. 参加者名簿および会議予定表などの本会議に関連した他事項。
- d. 重要な審議会決定のメンバー国教育相への報告および教育相の同意。
- e. 添付として各国委員長の挨拶。

1986年第二十五回会議でブルネイダルサラム・インドネシア・マレーシア言語審議会(MABBIM)の目的と機能を記したMABBIM憲章が発表され、今回より具体的に言語審議会の運営内容を記した規約が出された。これにより本会議ならびに専門家会議の内容が明確に規定されることになった。

用語に関する決定：薬学用語編纂案内書の草稿を受理。

用語辞典に関する決定：マレー民族名称辞典の編纂を継続することに同意。

言語セミナーに関する決定：言語審議会はセミナー発表原稿を各500部印刷する。第三十五回会議中の内容について、(1)インドネシア語の発展は極めて急速であったので今後手直しの必要がある。(2)複合語に関し、出来る

限り基本形を使用する。(3) 明瞭でない要素(語)からなる語句、名称は言語使用者層に受け入れられない傾向がある。(4) 言語計画中内的、外的にかかわらず言語習得およびイメージ作りに留意する必要がある。(5) 国語育成には辞書などの道具が必要である。

第三十五回会議一般決定(5)により本言語審議会運営規約が発表された。これはシンガポールへの正式加入打診を契機に言語審議会の組織、活動内容、会議、議題など運営に関する事項を規定したものである。本規約の決定により言語審議会がより強固な機関として確立した。

8) 第三十六回会議(1997年3月5-8日、バンドル・スリ・ブガワン)
(うちセミナーは3月3、4日)

出席者はインドネシア側から8名、マレーシア側から11名、ブルネイ・ダルサラムから9名、シンガポールから3名である。

一般決定：(1) マレーシアがコンピューター用語の育成に努め、3カ国のインターネットワークを作成。インドネシア、ブルネイはこれを検討する。

(2) 1997年12月29日に各国で、また第三十七回会議で言語審議会設立25周年記念行事を行う。

(3) 専門家グループ会議の5カ年計画(1998-2002)

1998	1999	2000	2001	2002
機械	化学	鉱業	航空	航空
漁業	漁業	航空	自動	自動
獣医学	獣医学	獣医学	建築学	建築学
マスコミ	畜産	畜産	政治科学	政治科学
医学	医学	歯学	歯学	印刷技術
医学	医学	漁業	写真映画	写真映画
農業	風景	風景	宇宙	宇宙
林業	情報技術	情報技術	情報技術	情報技術

(4) 前回会議で決定した MABBIM 運営規約を次の通り変更する。

MABBIM 運営規約

I. 言語審議会の任務

- (1) 言語審議会の活動計画、実施方法、および運営方法を定める。
- (2) 言語育成、発展に関連する各種指導書、案内書作成。
- (3) 本会議決定受理。
- (4) MABBIM 憲章の精神に則った他言語活動を立案する。

II. 言語審議会会議

- (1) 言語審議会会議は言語セミナーと本会議から成る。
- (2) 10～12 ヶ月間隔でメンバー国が交替で年 1 回約 5 日間会議を開催する。

III. 本会議

- (1) 本会議には各メンバー国から委員長、書記および最大 2 名の委員から成る正式代表者が出席する。
- (2) 本会議は開催国の委員長が指揮をとる。
- (3) 専門家会議で承認された内容を検討、受理する。
- (4) 専門家会議の報告内容を考慮し、専門家会議の提案に決定を下す。
- (5) 言語審議会の運営計画を作成、決定する。
- (6) 言語審議会はオブザーバーとして、本会議非加入者/団体を招くことが出来る。
- (7) 言語セミナーの日程、場所、テーマを定める。
- (8) 本会議の日程、場所は前回会議で定める。
- (9) 本会議の使用言語はマレー語、インドネシア語である。

IV. 本会議の議題

- (1) 議題は開催国が準備する。

- (2) 開催国以外の国の委員会は会議の遅くとも 2 ヶ月前までに開催国へ議題を送付する。
- (3) セミナーの資料は本会議の 2 ヶ月前に開催国委員会が受理していることが望ましい。

V. 専門家会議

専門家会議は本会議が定めたようにメンバー国の各分野の専門家たちが集合し行う会議である。

VI. 専門家会議の任務と実施

- (1) 本会議の方針に従い、用語集編纂案内および用語辞典編纂案内に従った学術分野の用語を準備、作成、改定する。
- (2) 専門家会議はメンバー国が交代で前回会議との間隔を 10～12 ヶ月として年 1 度約 5 日間行う。
- (3) 専門家会議は各国委員会が主催し、指揮する。
- (4) 専門家会議の日時、場所は本会議で定める。
- (5) 専門家会議の使用言語はマレー語、インドネシア語である。

VII. 専門家グループの運営方法

- (1) 各分野の分類は事前に専門家グループが定め、各国専門家グループ間で意見交換する。そのため、事前に 3 国間で分類法についての同意が必要である。
- (2) 英語語源の用語は承認された分類法に基づき収集し専門家会議開催前に意見交換するのが望ましい。
- (3) 収集される用語は関連分野が使用する用語であっても一般語を含めず、分野、準分野の特殊性に基づくことが望ましい。
- (4) 用語の意味を解説するため専門家グループは個々に参考資料を準備することが望ましい。
- (5) 専門家会議で使用する辞書、2 ヶ国語辞典のような参考資料は主催国が準備する。
- (6) 用語作成作業を円滑にする他の施設/器具は主催国が準

備する。

- (7) 言語関連のものは言語面から専門家グループを支援するため主催国が準備することが望ましい。
- (8) 用語一致は専門家会議2回以内で行われることが望ましい。上記期間で終了できなかった用語は各国専門家グループが自国で終了させ、書類交換で一致させる。

VIII. 言語セミナー開催

- (1) 言語審議会の活動として行われる。
- (2) 言語審議会開催国が主催する。
- (3) セミナーでは主催国から4論文、他メンバー国からの各3論文について討論する。
- (4) セミナーのテーマは主催国の提案の下、本会議が定めることが望ましい。
- (5) セミナー発表原稿は会議2ヶ月前に主催国に送付することが望ましい。

今回の MABBIM 運営規約の変更点は、言語審議会会議が本会議と言語セミナーに分けられたことを明確にし、セミナーについて詳細に記した点、本会議と専門家会議を別会議として独立して記し、それぞれの内容を更に細分化して規定した点である。

用語に関する決定：医学分野で一般社会層のコミュニケーションに必要な一般用語の作成を継続することを留意する。

言語セミナーに関する決定：(1) 本会議で実施された第五回セミナーのテーマは“Peranan Media Massa dalam Peningkatan Mutu Penggunaan Bahasa Melayu/Indonesia”(マレー語/インドネシア語使用の質的向上におけるマスメディアの役割)であった。本セミナーでの問題点は次の通りである。①言語話者、マスメディア、政治家は協力の精神でマレー語/インドネシア語の質的向上のため、徹底して戦略を考える必要がある。②

一般民衆にもっとも近い存在としてマスメディアはマレー語/インドネシア語育成の最重要手段として使われることが望ましい。③東南アジア内での経済力の大小はマレー語/インドネシア語が国際舞台でより高い地位に置かれるか否かの判断基準となる。④言語形成のためにマレー語/インドネシア語は外国語に対し開かれた、そして柔軟性を持った態度で接するべきである。⑤法的権限の強化は、正しく適切なマレー語/インドネシア語使用を社会に普及するために真剣に考えられねばならない。⑥マレー語/インドネシア語は輸出されるテレビ番組を通しグローバル化されるであろう。⑦正しいマレー語/インドネシア語を使用する新聞記者の表彰はアセアン社会で最大のイベントになることが望ましい。

(2) 第三十七回会議のセミナーでは主催国からの 4 論文、他メンバー国からの各 3 論文の発表、および公開討論会を行う。

第三十五回会議で定めた規約の不備な点を改めた改訂版を第三十六回会議で承認、決定した。以降、この規約が言語審議会の規約となっている。

第三十六回会議中の第五回セミナーの問題点③に関し、本審議会メンバー国の経済力はマレー語、インドネシア語の作品出版に際し、これを支援するために活用されて良いのではないか。つまり経済、政治面ばかりでなく、自国の言語発展のために投資をするべきであるという意見である。⑥についてはすでに衛星放送による番組でマレー語/インドネシア語のグローバル化が開始されている。⑦に関し、マレー語・インドネシア語のセミナーはより広範囲に当該言語を普及させる目的で行われ、当該言語使用者に賞状授与などの賞を与えることは望ましいということである。

第三十六回会議で初めて情報技術関連の作業を開始した。これは 3 カ国の中で最も情報技術に力を入れているマレーシアがインドネシア、ブルネイ・ダルサラムに先駆け着手した。上記会議でも明らかな通りマレーシアは科学技術面でインドネシアをリードしており、マレーシアのアンワル教育相はインドネシアに対しマレーシアにはヨーロッパへの科学分野の留学生が多くおり人材が十

分であるため、科学系教師をインドネシアへ派遣することを約束した。一方言語、文学面の人材がマレーシア国内で不足しているのでインドネシアから教員の派遣を要請した。⁶このことから経済面で優位に立っているマレーシアは、科学技術面で発展を遂げており、一方インドネシアは、言語、文学分野で優れていることが明らかであり、こうした比較優位を踏まえ、両国が得意な分野で言語審議会に貢献していることが判明する。

9) 第三十七回会議（1998年3月4－6日、クアラ・トレンガヌ）

（うちセミナーは3月2、3日）

一般決定：（1）マレー民族の名称辞典編纂の進行状況に注目する。インドネシア、ブルネイは植物用語完了したが、マレーシアは未完了である。（2）本審議会が授章を行うことに決定した。①金賞は最高位で言語学者および専門家を対象とする。②言語賞は本審議会に多大なる貢献をした言語学者を対象とする。③専門家賞は本言語審議会に多大なる貢献をした専門家を対象とする。第1回目受賞者は下記の通りである。

金賞受賞者 1.フセイン・オン (M)

2. マシュリ・サレ (In)

3. アフマッド・カディ (B)

言語賞受賞者 対象者なし

専門家賞受賞者 1.バハルディン・サレ (M) 物理学

2. ムハマッド・ヤハヤ (M) 物理学

3. アワン・ハジ・アブドゥル・ガニ・ハジ・モハマッド・ユソフ (B) 数学

4. アワン・ハジ・アブドゥル・マジッド・ハジ・アブドゥル・ラーマン (B) 化学

5. ヘルマン・ヨハネス (In) 物理学

6. アンディ・ハキム・ナスチオン (In) 数学

（3）MABBIM のロゴマークを作成することに合意した。

言語セミナーに関する決定：(1) 第三十七回会議中の第六回セミナーのテーマは“Bahasa Melayu/Indonesia dan Teknologi Maklumat/Informasi” (マレー語/インドネシア語と情報技術) である。セミナーの内容は、①民間、政府の公式業務でマレー語/インドネシア語を使用することを言明する、②マレー語/インドネシア語を通し情報技術について啓蒙する。インターネットは主要最新情報網となることが期待される。インドネシアがインドネシアで行なっているようにマレー語でインターネット中に情報を入れる作業をすることが急がれる、③言語審議会がホームページを開設し言語審議会の紹介および国際的にマレー語/インドネシア語を普及させる役割を果たす、④知識層が外国語で学問を輸入するだけでなく、マレー語/インドネシア語で学術論文を書くことを推進する、⑤言語学者が情報技術者と協力し関係を密接にすることが必要である、⑥「アセアン語としてのマレー語/インドネシア語の可能性に対する MABBIM 構想」(Gagasan MABBIM Terhadap Kemungkinan Bahasa Melayu Sebagai Bahasa Asean) 提案⁷について、各国はこの実現のため有効な戦略を考えることに同意した。また言語審議会としても本構想に同意し、言語審議会の非加入国に柔軟に対応し、賢明にかつ実用的に本構想を実施することに合意する、⑦マレー語国際審議会 (Majlis Antara Bangsa Bahasa Melayu[MABM])の設立に同意する。MABBIMの目的はマレー語/インドネシア語が近代語の1つとなるよう実際に綴り、用語、文法の作成を行い、これを育成、発展させ、またマレー語圏内で言語面の協力を行なうことである。一方マレー語国際審議会は国際的規模でマレー語/インドネシア語の保護と安定を図り、推進活動を行う調整機関である。マレー語/インドネシア語が他の近代語と同レベルあるいは世界に影響を与える言語となるようマレー語の段階的な発展、促進を行い、研究機関、調査機関の発展、全世界

にマレー文学と言語の協力網を作る事を目的としていることから、両機関の目的が異なるため設立合意に達した。

(2) 第三十八回会議中の第七回セミナーのテーマは”**Pembinaan Bahasa Indonesia/Melayu dalam Dunia Pendidikan**” (教育界におけるインドネシア語/マレー語の育成)であり、主催国からの4論文、インドネシア、ブルネイ・ダルサラムからの各3論文およびシンガポールからの1論文の発表と公開討論会を予定している。(3) 主催国は3論文以上提出してよい。

第三十七回会議は今後の言語審議会の活動を大幅に拡大する契機となる会議である。それは本会議中マレーシアから2005年に向け、マレー語とインドネシア語をアセアンの共通語にするための構想である「アセアン語としてのマレー語/インドネシア語の可能性に対するMABBIM構想」が提出されたことに象徴的に現れている。第三十六回会議まではマレー語を国語とする4カ国全ての加入を目標にシンガポールの言語審議会加入を目指していたが、今回の構想案提出で、更にマレー語使用地域が拡大され、アセアンの共通語とすることが目標とされた。これは2005年に向けての構想であるが、東南アジアでインドネシア、マレーシア、ブルネイ・ダルサラム以外の国が賛成する可能性がきわめて低い難しい問題となった。この対処法が各国委員の2005年までの大きな課題となった。⁸また言語審議会がマレー語/インドネシア語の整備、育成、言語協力を行う一方で言語審議会が作成、整備、実施したマレー語/インドネシア語の発展、広報活動を行うマレー語国際審議会の設立が決定された。今後両審議会の協力の下にマレー語に関する活動が活発化されるであろう。

10) 第三十八回会議 (1999年3月10-12日、マラン)

(セミナーは8、9日)

一般決定:(1) 医学分野の検討を1999年以降更に2回継続する事を承認した。

そのため歯学分野の専門家会議は2002年に開始となる。(2) 言語審議会はホームページ開設と書籍網作成に同意した。(3) 言語審議会は1972年からの本審議会の情報、活動をホームページに掲載する

ことに同意した。(4) 言語審議会は言語審議会実行委員会の結成は必要なしと決定した。(5) 3カ国でマレー民族の名称についての草案を交換した。(6) インドネシアは植物用語表を完成させた。マレーシア、ブルネイ・ダルサラムは作成過程にある。

用語に関する決定：(1) 医学用語は 13 人で検討する。(2) 林業、マスコミ、獣医学については未決定。

セミナーに関する決定：(1) 今回のセミナーは“Pembinaan Bahasa Indonesia/Melayu dalam Dunia Pendidikan”(教育界におけるインドネシア語/マレー語の育成)というテーマで行われた。セミナーの結論として①言語学習は批判、思考、想像力の発展を伴なう。②言語指導は言語理論だけによるのではなく、インドネシア/マレー文学や言語の重要性を社会が認識するよう種々生活の中で利用することを強調すべきである。③インドネシア語/マレー語能力向上のため、すでにある研究結果を有効に活用し具体的行動に移す必要がある。④一般人の読書欲、正しいインドネシア語/マレー語の使用頻度を向上させる必要がある。⑤インドネシア語/マレー語の更なる安定のためその地位の向上を図る必要がある。⑥言語審議会メンバー国間でインドネシア語/マレー語の育成機関間の協力を密にする必要がある。⑦アセアンのコミュニケーション語としてインドネシア語/マレー語の役割を高める努力を行う必要がある。⑧翻訳活動を活発にする必要がある。⑨言語審議会での成果を普及するため CD ロムやインターネットの形にする必要がある。⑩教育界を通し言語審議会の成果を社会化する努力を強化する必要がある。⑪言語審議会で作成された用語を広く受け入れてもらうために用語を再評価する必要がある。(2) 次回セミナーのテーマを”Bahasa Indonesia/Melayu Abad Ke-21: Harapan

dan Cabaran” (21 世紀のインドネシア語/マレー語：期待と不安) とする。

マレーシアでは 2003 年から科学と数学の授業の教育用語として英語を全ての学校で使用するという決定がなされたため、今回セミナーでは教育界におけるインドネシア語/マレーシア語の育成が議題とされ、また英語主導型の教育体制になることを回避すべく、②から⑧が強調された。

11) 第三十九回会議 (2000 年 3 月 6 - 10 日、バンドル・スリ・ブガワン)
(うちセミナーは 6、7 日)

一般決定：(1) 言語審議会は新世紀に向けての MABBIM 言語 5 カ年計画を受理する。(2) 言語審議会は情報技術分野の会議を規定の会議以外の場でも行うことを承認する。(3) 言語審議会の会歌を作成することに同意する。(4) 言語審議会は言語審議会セミナーと東南アジア文学審議会 (MASTERA)⁹のセミナーを 1 つにまとめ、「言語、文学セミナー」と名称変更することに同意する。このセミナーは第四十回会議より開始される。その結果論文数は主催国 5、メンバー国各 4、シンガポール 2、招待国 1、の計 16 論文とし、メンバー国は各 2 論文を東南アジア文学審議会用にする。(5) 言語審議会三十周年記念を各国で行うことに同意する。

セミナーに関する決定：(1) 今回の第八回セミナーは” Bahasa Indonesia/Melayu Abad Ke-21: Harapan dan Cabaran” (21 世紀のインドネシア語/マレー語：期待と不安) というテーマで 11 論文の発表が行われた。セミナーの問題点はマレー語/インドネシア語の役割の向上とマレー語/インドネシア語の社会化の 2 点に絞られた。まずマレー語/インドネシア語の役割の向上に関して、①マレー語/インドネシア語は公式会議、非公式会議を問わず高品質であるべきである、②マレー語/インドネシア語は科学、技術を含む会議の主要使用言語と

して使われるべきである。③マレー語/インドネシア語は公用語として科学技術用語の利用および発展段階にある文化の用語、単語の発達を必要とする、④英語的思考法を排除するためにマレー語/インドネシア語的思考法を促進する、⑤マレー語/インドネシア語は国家開発（教育、政治、法律、経済）計画およびその実施にあたり、主要議題となる、⑥マレー語/インドネシア語の書籍の質、執筆数、出版数、販売力を高める、⑦国際社会へのマレー語/インドネシア語文献の宣伝努力を行う、と結論が出された。

マレー語/インドネシア語の社会化に関しては①国際語としてのマレー語/インドネシア語の実現に向け、言語審議会は同一あるいは同一性の高い純粹マレー語/インドネシア語の形成上、綴りシステム、用語ばかりでなく一般語、発音、文法、言語の調和を含むより広いマレー語/インドネシア語の整備が望まれる、②ブルネイ・マレー語を紹介するラジオ、テレビ番組の回数を増やす、③電子メディアを通じたマレー語/インドネシア語の発展は21世紀実施に向け努力する必要がある、④マレー語/インドネシア語の実施、利用、普及は政府、知識層、NGO 機関代表からの援助なしでは達成できないため、上記3組織とは良好な関係を築いていなければならない、⑤公式な各種書類、参考書、法律ジャーナル、経済ジャーナルはマレー語/インドネシア語で執筆されることが望ましい、という結論がだされた。(2)次回第九回セミナーのテーマは”Bahasa Indonesia/Melayu sebagai Pembina Peradaban Baru”（新文化育成者としてのインドネシア語/マレー語）とする。

第三十九回会議では、マレー語圏の伝統、文化を維持していくものはマレー

語とマレー文学であることから、言語だけでなく、マレー文学についての討論も同時に行うこととした。そのために第四十回会議から「東南アジア文学審議会」との合同セミナーを開催することになった。言語審議会委員の大多数はマレー語/インドネシア語の地位を守るための活動をし、教育用語の英語化に不安を抱いているため、言語・文学合同セミナーが実現したものと思われる。

12) 第四十回会議（2001年3月12-16日、ジョホール・バル）

（うちセミナーは12、13日）

一般決定：（1）今回より東南アジア文学審議会のセミナーも同時に行う（東南アジア文学審議会のセミナーは第六回である）。（2）言語審議会は専門家グループの5カ年計画（1998-2002）および（2003-2007）を受理する。

用語に関する決定：7分野で25,793語を承認する。

セミナーに関する決定：（1）今回の第九回セミナーは”Bahasa Indonesia/Melayu sebagai Pembina Peradaban Baru”（新文化育成者としてのインドネシア語/マレー語）というテーマで行われた。セミナーの問題点は文化用語としてのマレー語/インドネシア語、言語政策、情報技術とコミュニケーションの効用の3点に絞られた。まず文化語としてのマレー語/インドネシア語に関して、①文化の育成は国語によって強固なものとなるがゆえにマレー文化はマレー語/インドネシア語に基づかねばならない、②どの時代においても安定したマレー語/インドネシア語を供給しなければならない、③マレー語/インドネシア語は高質の哲学、科学、文学を語る能力を持たねばならない。またマレー語/インドネシア語の学術出版物数を増やすことが必要となる、④知識を習得するためマレー語/インドネシア語ばかりでなく、他言語による知識習得の道を開かねばならない、⑤哲学、科学、文学の他言語からマレー語/インドネシ

ア語への翻訳本を広く出版、普及させる必要がある、という結論に達した。2点目の言語政策に関し、①マレー語/インドネシア語の言語政策は引き続き強化していかねばならない、②政治、社会的指導力を有し、哲学、科学、文化以外に経済語としても発展しなければならない、という結論が出された。3点目の情報技術とコミュニケーションの効用に関し、①マレー語/インドネシア語の書籍を多く出版、印刷する、②マレー語/インドネシア語の普及に可能な限りインターネットのような情報技術機器を利用する、③マレー語の CD ロムの出版とその市場を獲得する、という決定がなされた。

(2) 次回セミナーのテーマは“Peranan Bahasa dan Sastra Indonesia/Melayu dalam Pembinaan Masyarakat Madani”(安定した社会育成におけるインドネシア/マレーの言語と文学の役割)とし、メンバー国各4論文、シンガポール1論文の発表とフォーラムを実施の予定である。

今回のセミナーでの決定事項は、言語審議会の目標そのものである。言語審議会のメンバーはセミナーに関する決定事項(1)①中の文化語としてのマレー語/インドネシア語に関する、「文化の育成は国語によって強固なものとなるがゆえにマレー文化はマレー語/インドネシア語に基づかねばならない」のためにマレー語/インドネシア語の整備、育成に努めている。しかし今回④に「知識を習得するため、マレー語/インドネシア語ばかりでなく、他言語による知識習得の道を開かねばならない」と記されていることに注目したい。この文章を、知識を得るために英語を学ぶことを推奨する、と解釈することは MABBIM の目的に反するため、無理がある。外国の知識を伝達するため、翻訳技術の質的向上を目指す、と解釈するのが適当であろう。

13) 第四十一回会議（2002年3月11－15日、マカッサル）

（うちセミナーは11、12日）

一般決定：（1）言語審議会は、会議時以外の集会を言語審議会の運営事項に加える。（2）言語審議会は用語形成手順を見直すことに同意する。（3）言語審議会は審議会運営方法を見直すことに同意する。（4）インドネシア語/マレー語書籍のメンバー国間での出版、販売網をより容易にすることが望ましい。（5）映画、書籍、雑誌などのメンバー国での相互出版を集中的に行う必要がある。（6）特に科学技術分野のマルチメディア出版は、各メンバー国の全社会層に広く普及されることが望ましい。（7）言語審議会5カ年計画に、翻訳、用語辞典編纂、学術論文指導本のプログラムを加えることに同意する。

セミナーに関する決定：（1）今回の第十回セミナーは“Peranan Bahasa dan Sastra Indonesia/Melayu dalam Pembinaan Masyarakat Madani”（安定した社会育成におけるインドネシア/マレーの言語と文学の役割）というテーマで13論文の発表とパネルディスカッションが行われた。①インドネシア語/マレー語の学術書籍を発展させ、学術用語として安定させることが望ましい。②外国語からの翻訳および外国語への翻訳は本会議メンバー国が集中的に手がけ、向上させる必要がある。③インドネシア語/マレー語はアセアンの公式語の1つとして使用されるよう努力をすることが望ましい。④国語普及で言語審議会メンバーは集中的に新戦略を作成しなければならない。⑤外国語としてのインドネシア語/マレー語技能検定試験は需要があるため作成する必要がある。（2）次回第十回セミナーのテーマは”Memperkasakan Bahasa dan Sastra Melayu/Indonesia dalam Mengukuhkan Peradaban Bangsa”（民族文化確立におけるマレー/インドネシア言語と文

学の強化)とし、メンバー国から各4論文とシンガポールからの2論文の発表および公開討論会を予定する。

一般決定で「審議会は会議時以外の集会に関しても運営事項に加える」とあるが、これは用語の数が増加し会議時だけでは決定不可能になったこと、専門家会議が益々活発になってきたことを意味する。また「言語審議会は用語形成手順を見直すことに同意する」に関して、一部専門家に負担が集中する場合があるので、見直しに同意した。

14) 第四十二回会議 (2003年3月9-14日、ジュルドン)

(うちセミナーは10、11日)

一般決定：(1) 綴り、用語形成指導書、言語審議会運営方法の再検討に同意した。そのために研究、調査指導委員会を結成し、委員会を各国メンバーから選出する。(2) 情報技術、建築用語の一部の提案を却下した。(3) 航空技術、政治、科学、映画、自動車技術用語の一部に同意した。(4) 言語審議会の運営について組織を結成することに同意した。(5) 言語審議会5カ年計画(2003-2007)に同意した。(6) 言語審議会と東南アジア文学審議会の会議を分け、東南アジア文学審議会会議2日間、セミナー2日間、言語審議会会議3日間の日程とする。(7) インドネシア側が一般指導書用語形成手順に関する論文を提出し、マレーシアおよびブルネイ・ダルサラムの意見を求める。

セミナーに関する決定：(1) 今回の第十一回セミナーは”Memperkasa Bahasa dan Sastra Melayu/ Indonesia dalam Mengukuhkan Peradaban Bangsa” (民族文化確立におけるマレー/インドネシアの言語と文学の強化) というテーマで行われた。①マレー語/インドネシア語圏以外にマレー語/インドネシア語を普及させる、ということに関して、言語審議会は MABM と共にマレー語/インドネシア語の普及に努め、更にマレー語/インドネシア語を教育する外国機関との協力も行っている。②マ

レー語/インドネシア語はマレー語圏の科学技術語となっているという発表に関して、科学技術用語の使用、新用語の作成を継続、向上させていくとの結論に達した。③マレー語/インドネシア語の書籍数をマレー/インドネシア社会の教養および文化の向上のために増やす。これは各国が率先して準備を進めることで合意をみた。④自らの国語に誇りを持ち国語の更なる発展を促すためのマレー語/インドネシア語に対する肯定的言語態度を植えつける活動を継続する。⑤印刷メディア（映画、新聞、雑誌）による言語汚染があるため、今後もメディアに対し品質管理の要請を継続する。⑥マレー語/インドネシア語の国語という地位を、指導層、知識層、言語学者たちは支援していかねばならない。⑦ジャウイ文字の使用は各国の規約に従って対処する。（2）第四十三回会議中の第十二回セミナーのテーマは”Penjanaan Kreativiti Bangsa Melalui Bahasa”（言語を通しての民族の創造性）で主催国 3 論文、他のメンバー国各 2 論文、オブザーバー 1 論文を準備する。

一般決定にあるように言語審議会の運営のためだけの組織作りが決定されることは言語審議会の機構、活動が煩雑化してきたことの現れである。設立当時の「綴り、用語、文法の統一」という純粋な理念からやや逸脱がみられる感が否めない。またセミナーの中の議論で「科学技術語としてマレー語を使用しており、今後は更にこれを推し進めていく。」とあるが、現在のマレーシア、ブルネイ両国の教育体制では実現は困難であろう。

15) 第四十三回会議（2004年3月8-12日、クアラルンプール）

（うちセミナーは8、9日）

一般決定: (1) インドネシア語/マレー語用語形成一般指導書は、インドネシア、マレーシア両国語に符合した形で作成、出版されることを承認する。ブルネイ・ダルサラムはマレーシア版を採用する。(2) マレ

一語ローマ字綴り一般指導書について、マレーシアとブルネイ・ダルサラムはインドネシアが準備する綴り一般指導書に基づき綴り一般指導書を整備する。(3) 次回に検討対象とする専門用語を医学、教育、看護、観光、マスコミ分野とすることを承認する。(4) 学術的書き方の指導書をマレーシアが準備し、インドネシアが翻訳案内書を準備することを承認する。(5) 宗教用語のジャウイ文字からローマ字への書き換えはマレーシアが行い、インドネシアとブルネイ・ダルサラムがこれを検討する。(6) 言語審議会は、ブルネイ・ダルサラムがアセアン交流語としてのマレー語に関する草稿を準備することを承認する。

セミナーに関する決定：(1) 今回の第十二回セミナーは”Penjanaan Kreativiti Bangsa Melalui Bahasa” (言語を通しての民族の創造性) というテーマで行われた。(2) 次回第十三回セミナーは”Dinamika Bahasa dan Sastra Melayu/Indonesia Jiwa Bangsa Serantau”(同胞民族の精神であるマレー/インドネシアの言語と文学の活力)で、発表を言語部門と文学部門に分ける。論文数は主催国 3、他のメンバー国各 2 論文、オブザーバー 1 論文とする。

時代の変化に伴う綴り見直しのためのローマ字綴り一般指導書の整備に関し、マレーシアはインドネシア版に基づき、ブルネイ・ダルサラムはマレーシア語版を採用するという構図は言語審議会設立当時より変わっていない。しかしジャウイ文字のローマ字への書き換えについては、現在もジャウイ文字を一部で使用しているマレーシアが行うこと、また情報技術面でもマレーシアが言語審議회를リードしていることから言語審議会での分担が暗黙のうちに決められ、均衡の取れた形になっている。

16) 第四十四回会議 (2005 年 3 月 7-11 日、マタラム)

(うちセミナーは 7、8 日)

セミナーに関する決定：(1) 今回の第十三回セミナーは”Dinamika Bahasa

dan Sastra Melayu/Indonesia Jiwa Bangsa Serantau”(同胞民族の精神であるマレー/インドネシアの言語と文学の活力)というテーマで行われた。

第二十九回会議からインドネシア、マレーシア、ブルネイ・ダルサラムの 3 カ国協力期に入ったが、この間にマレーシアでの数学、科学の教育用語が英語になりマレー語の地位が揺らぐ可能性が生じたり、マレー語国際審議会の設立、東南アジア文学審議会とのセミナー共同開催など重要な出来事もあった。今後も科学技術の発展とともに益々英語の役割は大きくなっていくことが予想されるが、第一回会議から第四十四回会議までの内容を考察した上で確認できることは、本言語審議会はいかなる状況下でもマレー語/インドネシア語の質的向上のための地道な努力を続けていくであろうということである。

おわりに

以上考察したように、1972 年 12 月 29 日から 1985 年までの 13 年間は、マレーシアのマレーシア語常任実行委員会とインドネシアの言語共同委員会が協力し、両国の完全綴りと完全用語形成指導書の作成を行い、両国の国語であるマレーシア語、インドネシア語の質の向上を実現した。

第一回から第五回会議は綴りと用語、特に綴りに力を入れ、一般指導書を作成した。第六回会議ではこの一般指導書を承認し、インドネシア、マレーシア両国で綴り一般指導書および用語形成一般指導書を出版した。これをもって両国の正式綴りが定められ、広く社会に普及し、国語としてのインドネシア語、マレーシア語が益々質の高い言語となっていった。七回目以降は用語が中心となり、特に言語学、文学、教育、農林業、土木技術の 5 分野の用語について検討がなされた。

第二十四回会議より同じマレー語圏のブルネイ・ダルサラムが加わり審議会の規模は大きくなったが、ブルネイ・ダルサラムの言語発展に対する直接の貢献度はそれほど高くはない。ブルネイ・ダルサラムでは初等学校 1 年生から 3 年生まではマレー語を教育用語としているが 4 年生以上は歴史を除き教育用語は英語となり、マレー語を教育用語とする期間はわずか 3 年である。国語はマ

レー語であるが、英語の普及、使用率が非常に高いことが、マレー語の発展を阻んでいる最大の要因である。ブルネイ・ダルサラムの言語・文学協会はマレー語の育成、発展に力を注いでいるが、小国で階級差が相対的に少ないブルネイ・ダルサラムでは英語が広く普及し、公式の場では英語で物事が処理されるためマレー語の役割がインドネシアほど大きくない。そのためマレー語研究に対する熱意がインドネシア、マレーシアと比較すると低いのが実情である。

シンガポールに関しては第三十一回会議よりオブザーバーとして参加しており、第三十二回会議からはセミナーが同時開催されることとなった。シンガポール代表¹⁰はセミナーで3年後の第三十五回会議から発表を行うようになった。インドネシア、マレーシアの勧めにもかかわらず、シンガポール政府の許可が下りず現在まで正メンバー国ではなく、オブザーバーとして参加している。シンガポール政府としてはマレー語の審議会加入を許可すると中国語および英語についても同様の審議会加入を認めざるを得なくなるため許可を出せない状態である。これは国語でありながら有名無実となったマレー語が整備、強化されることによりシンガポール国内で1965年以前のように再びマレー語優位になることを回避しているとも考えられる。¹¹以上のような状況のブルネイ・ダルサラムおよびオブザーバーのシンガポールに対し、インドネシアとマレーシアがブルネイ、シンガポール両国のマレー語の向上に側面から貢献しているのが現状である。

1972年の設立以来今日までの33年間、数十万の用語が作成され、各国ではこれを元に各分野にわたる用語辞典が出版されている。

本格的に用語作成を分野別に行なったのは1977年からであり、2003年までに約100万語がエントリーされ、その内約30万語が統一語として承認された。本会議と専門家会議が分離する1987年まではMABBIMとして用語作成を行なった。また1992年にMABBIM用語5ヵ年計画が創案され、翌1993年から5ヵ年計画に則り用語作成が実施される前の1991年まで本会議においても作成を継続した。¹²1977年から1991年までMABBIM会議で作成した用語数は下記の通りである。¹³

表 1 分類別MABBIM会議作成用語 (1977-1991)

分野名	統一語	同意異綴	同意異語	検討延期語	破棄語	計
化学	7,933	2,568	1,514	859	510	13,384
技術	1,687	497	4	116	0	2,304
宗教	141	12	12	51	0	216
文学	3,179	235	43	1,229	34	4,720
言語学	1,681	121	20	260	0	2,082
教育	354	41	34	687	0	1,116
農業	1,782	843	267	837	1	3,730
林業	965	536	86	591	346	2,524
物理	1,697	798	2,666	158	741	6,060
	4,372			13	1,402	5,787
	743			—	—	743
数学	4,916	1,411	2,114	278	177	8,896
	6,739			92	1,103	7,934
生物学	5,503	811	2,465	357	3,739	12,875
	7,863				1,916	9,779
薬学	3,169	399	52	50	0	3,670
社会学	1,046	114	325	4	26	1,515

	880		5	9	894
色彩	185		1,000	1,000	3,185
水文学	203	17	206	0	426
人類学	1,512	152	232	1,009	2,910
統計学	141	72	543	2	801
鉱物学	1,007	29	22	85	2,650
国際法	262	12	377	163	912
電気工学	257	48	495	48	848
国際海洋法	411	407	537	11	1,389
航海	288	142	682	494	1,613
出版、印刷	23	3	15	1	42
会计学	386	—	—	649	2,201
金融	420	732	1,598	1,046	3,925
哲学	198	0	1	10	941
医学	12,339	842	212	2,383	15,776
経済	4,155	2,206	118	1,904	8,383
政治	149	16	5	19	189
開発	263	62	57	824	1,206
環境	18	11	0	0	29

芸術	24	3	0	2	0	29
マスコミ	585	53	20	122	0	780
計	77,476	13,193	15,722	15,359	14,714	136,464

(MABBIM 議事録を参考に筆者作成)

表 1 から、同意異綴、同意異語の合計数が 3 カ国共通の統一語の 40% 近くあることが判明した。このことから既存の用語は既に各国で普及しているため、これを統一語にするのは困難であるということが言えよう。また同意異語は承認された用語のうち 17% 程度であることから、インドネシア語とマレー語の用語の相違は約 17% であることが明確となった。

MABBIM の特別グループが専門家会議と名称変更され、会議の場所、日時も本会議と分離し開催されるようになった 1987 年から 1997 年までの専門家会議における用語承認数（統一語、同意異綴、同意異語）は次の通りである。

表 2 分類別 MABBIM 専門家会議作成用語 (1987-1997)

分野	承認用語数	分野	承認用語数
生物学	17,865	哲学	3,894
物理学	13,655	薬学	8,350
化学	16,070	林業	2,428
数学	13,110	農業	3,687
金融	11,902	社会学	2,383
文学	6,007	技術	2,304
医学	18,417	人類学	2,696
経済	7,918	マスコミ	1,455

言語学	3,014	計	135,155
-----	-------	---	---------

(MABBIM 議事録を参考に筆者作成)

1977 年から 1991 年までの 14 年間で承認された用語は約 100,000 語（表 1 参照）であるが、1987 年から 1997 年の 10 年間で承認された用語は 135,155 語である。以上のことから平均作成用語数は 1987 年から 1997 年の 10 年間で過去の 2 倍近くに増加していることが明らかとなった。

1998 年以降は科学技術等新分野の用語の作成が進められており、既存の用語も少なく、3 カ国統一用語の増加が見込まれる。

このような 3 カ国の協力による本格的な言語協力活動は世界的に見ても画期的なことであり、言語分野ばかりでなく 3 カ国の他の諸分野においても好ましい結果を招いているのは確実である。

本言語審議会では現在まで作成した用語をどの様に一般に普及させていくかが重要な問題となっている。インドネシアでは、言語センター(Pusat Bahasa)が出版を担当し、辞書、単語集を毎回各 500 冊印刷し、主だった図書館、言語教育機関に無料で配布している。予算に制限があり、500 冊以上は配布できず、全国隅々まで行き渡ることが出来ないため新用語の普及活動は困難を極めていいる。この実情を踏まえ、今後は有料にし、広く普及するよう一般書店で販売することが計画されている。

一方マレーシアでは言語審議会で決定された用語は全機関で使用するのが義務となっており、決定 1 年以内に用語辞典としてすでに一般書店で販売するとともに日刊紙『ブリタ・ハリアン』の「お便り欄」の一角に”Cintai Bahasa Kita”（わが国語を愛そう）コーナーがあり、ほぼ毎日言語審議会承認決定された用語を 9 語ずつ掲載している。2004 年 9 月時点では情報技術用語が掲載されている。またインターネットでも決定された用語を検索することが出来る。

現在言語審議会の課題となっていることは、①マレー語/インドネシア語をアセアンの共通語とする、②マレー語/インドネシア語で科学技術分野が学べるよう翻訳活動を盛んにする、の 2 点である。この課題に対処するために、3 ヶ国

の代表である 3 委員会により構成されている言語審議会は、3 カ国を 1 つにした言語センターを設立し言語の統一事業をさらに推し進めていくべきであると考えている。

またマレーシアは政府の政策により、今後英語偏重の傾向が強まっていくことが予想される。これに対し、いかにマレー語の地位、役割を維持し、更にマレー語の質的向上を果たしていくかが大きな問題となる。

ブルネイ・ダルサラムはすでに英語による教育が行われているが、この環境の中で今後いかにマレー語を国語として維持していくかが最大の課題である。

インドネシアにおいては英語による学校教育は現状では考えにくいだが、英語の影響力の拡大によりインドネシア語の質的低下現象が起こりつつある。グローバル化の進展の中で、この問題にいかに取り組むかが今後の大きな問題である。

これらの諸問題を 3 カ国共同の言語研究機関である言語審議会が中心となり、解決に導くべく積極的かつ効果的な活動を進めていくことが求められよう。

1 本論第一章第三節を参照。

2 詳細は Pusat Pembinaan Dan Pengembangan Bahasa, *Sosok Pokok Tokoh MABBIM*, Jakarta: Pusat Pembinaan Dan Pengembangan Bahasa, 1999 を参照。

3 Dewan Bahasa dan Pustaka Brunei, *Persidangan Dan Keputusan 1972-1997*, Brunei: Dewan Bahasa dan Pustaka Brunei, 1998.

4 Harimurti Kridalaksana, 2003 年 10 月インタビュー。

5 詳細は Pusat Pembinaan Dan Pengembangan Bahasa, op.cit. を参照。

6 *Pikiran Rakyat*, February 12, 1998.

7 第三十七回議事録および本論終章第四節を参照。

8 本論終章第四節を参照。

9 MASTERA とは Majlis Sastra Asia Tenggara(東南アジア文学審議会)の略で英語名は South East Asia Literary Council。1995 年 8 月 25 日東南アジア諸国の調和と親密さを文学を通し安定、強化させていくことを目的にブルネイ・ダルサラム、インドネシア、マレーシアの政府言語機関により設立された。1996 年 8 月 12 日に第一回会議がクアラルンプールで開催され、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナムから代表者が出席し、5 カ年計画が承認された。今後カンボジア、ラオス、ミャンマーの代表機関の招待も予定されている。

10 シンガポールマレー語審議会が中心となり教育省、情報・芸術省の言語、文

学担当者や文学者、言語学者で構成されており、毎回出席者は異なる。

¹¹ Mohd. Agos bin Atan (シンガポール情報・芸術省秘書官)、2002年3月インタビュー。

¹² 1992年以降、専門家会議のみで用語作成が行なわれている。

¹³ 年度により用語数の分類方法が3種類あるため、その分類方法に従い、表を作成した。